

特 217
894

NOUVEAUX COURS DES RELIGIONS JAPONAISES

佛 教 渡 來 史

藤 原 猶 雪



東 方 書 院



始



特 217
894

佛
教
渡
來
史

藤
原
猶
雪

目次

一、日本の文化と異國文明……………一
二、佛教渡來年時に關する諸説と其文獻……………七
三、戊午歲渡來説と日本書紀……………三
四、渡來の方法形式并に奉渡品目……………六
五、崇佛可否の論議と朝臣の争權を中心とする時機の大觀……………三
六、初期の佛教傳敷と歸化人……………一

佛教渡來史

藤原 猶雪

一、日本の文化と異國文明

わが日本國は佛教の渡來以前に於て、儒教の傳來、漢學の輸入ありて、已に支那文明に接觸した。されば國定教科書高等小學國史上卷第六課「佛教の傳來と美術工藝の發達」の最初に「漢學傳はりてその仁義忠孝の教はおのづから我習俗にかなひ」とあるが、漢學傳來の始原は果して何時に定むべきであらうか。或は神代天日槍の來朝を筑前風土記に傳へ、又開化天皇の御代備縣主が漢に到れることの漢書地理志に見え、現にその時受得したと傳ふる「漢委奴國王」の印が黒田侯爵家に現存する等、彼我國民の交通によりて已に支那思想の我國に侵入せることは言ふを俟たないが、支那思想を儒教に限り、特に漢學と稱して狭くとれば、彼の應神天皇の十五年八月二日百濟王が其王子阿直岐を遣せしに起因すと見るべきであらう。この時、王は良馬二匹を貢つたが、その使者阿直岐は經典に通じて居たから、太子菟道稚郎子の師とせられた。而して阿直岐は「如勝汝博士亦有耶」との天皇の御下問に對して直ちに王仁を薦めた。茲に於てか、天皇は荒田別巫別を百濟に遣して王仁を徵さしむるに及び、翌十六年二月王仁來朝し、太子に諸の典籍

を教習し奉つたのである。かくて日本書紀の論者は太子を「莫不_レ通達」と記し、其後高麗の上表中に高麗王日本に教ふと云ふ一節があつたので、太子は怒つて表を破り使を却けさせ給へるが如きは、漢學に對する解義の程度を想察することが出来よう。又、古事記には「論語十卷、千字文一卷、併十一卷、付是人_レ即貢進」とあるから、漢學・儒教・支那思想は是より普及さるゝことゝなつた。かの應神天皇崩御の後、皇太子菟道稚郎子は兄宮大鷦鷯尊に位を譲り、尊も亦これを受けられなかつたから遂に自殺あらせられた如き、皇位の讓合の爲に空位三ヶ年に及んだことは、かの仁德天皇(大鷦鷯尊)が百姓の貧しきを見そなはして「朕聞、古聖王之世、人々誦_レ詠德之音、家々有_レ康哉之歌、今朕臨_レ億兆、於_レ茲三年、頌音不_レ聆」とて、宮垣破れて風雨隙に入り御衣を沾ほすのをも厭はせられず、三年の課役を免ぜられたるが如きとともに、何れも太子・天皇の個人的御徳にもよる事ではあるが、或は天子徳なくして位に即くを得ずと云ひ、又天子に不徳あれば天の命によりて、放逐するを許す所の所謂放伐論の影響と見るべきであらう。されど漢書刑法志に「古人有_レ言、滿堂而飲_レ酒有_レ一人、鄉_レ隅而悲泣則一堂皆爲_レ之不_レ樂、王者之於_レ天下、譬猶_レ一堂之上也、故一人不_レ得_レ其平、爲_レ之悽_レ愴於心」とあるは、最もよく孔子の精神を傳ふるもので、社會生活の一員としての個人道徳を教ふるものである。此の如きは全く我が國民的生活と一致するものであつて、仁義忠孝の教は實に天下を一堂とし個我を犠牲にしてまでも團體生活の眞善美を希求するものである。越えて繼體天皇の御世七年六月に至つては、五經博士段揚爾が百濟より來朝し、これより五經即ち易經・書經・詩經・春秋・禮記に關する儒學起り、十年九月には同じく五經博士漢高安茂來朝して段揚爾と交替した。尋で、前引國史教科書の次文に「また彼の工藝も古來の技術と調和して大に文化の發達を助けしが」云々とあるに眼を注ぐことにする。即ち應神天皇の朝には新羅から船工

を送り、雄略天皇の御世には百濟から陶工・鞍工・畫工・錦工・木工等が渡來し、就中十二年十月には木工鬮鷄御田が初めて我國に樓閣を建て、居る。而して又、仁賢天皇の朝には高麗から革工の來るなど、支那の工藝家は陸續として來朝したが、それ等の技藝は何れも我國古來の國民的技術に攝取調和されて、一層の進歩發展を遂げたのである。

凡そ異國文明の侵入は、これに調和し得る國家には大なる動搖は來さないのみならず、宛も我國に支那思想の渡來せる當時の如く、よく之を攝取して其儒教的精神は本國支那におけるよりも、我國に於て遂にその眞精神を實現したのであるが、内外文明の間に多少でも思想的逕庭あれば、そこに國家的動搖を來すことゝなる。教科書に「さらに佛教傳來して社會にさまざまの影響を與ふるに至れり」と云へるもそれである。印度の文明は支那のそれに比して本邦の文明とは相違點が多い爲に、佛教を日本佛教として攝取するまでには、我思想界の激しき動搖を來し幾多の波瀾を生じたが、幸にも聖德太子の出現により印度・支那・日本三國文明の精華たる神儒佛三教統整の大策成りて、遂に國民精神と全く同化して、印度・支那の佛教は日本の佛教として攝取され、我國文明の最も重要な要素となつた。而して僧侶は文運の指導者となり、晉に學問藝術に貢獻したばかりでなく、國政に參與し外交の衝に當り、或は社會的公共事業や救恤に力を盡し、今日の文明日本國の出現に對して、最も緊要なる一母胎となつたのである。

回顧するに、印度の宗教は吠陀教に始る。而してこの教はもと印度に南下したアーリヤ族の建設した自然宗教であつたが、次第に發達して、所謂四吠陀の經典を遺して居る。四吠陀とは梨俱・夜殊・娑摩・阿闍婆であつて、何れも頌歌祭詞を主編とするもので、この中には紀元前十二世紀に出來たものがあると言はれるから、これによりて吠陀教成立の時代を確め得よう。而してこの吠陀教に次ぐは婆羅門教であつて、吠陀の多神教を改造して汎神教とし、差別

相を離れて一切の本源なる梵天に歸するのが人生最大の目的であると説き、紀元前六七世紀の間を其隆昌期とする。然るに、この教はアールヤ族の南下によりて生成された階級觀念を否定するには至らず、即ち當時の階級に四姓あり、その最上位にある僧侶階級の婆羅門は一層各種の特権を得ることとなり、武士階級の刹帝利とは恒に權力の抗争が絶えなかつた。而して次の毘舍は農耕を營める農民階級であつたが、最下層の首陀羅は先住民族であつて被征服者として常に壓迫され宗教的生活をも否認されたのである。さればこの四姓の階級觀念は時人の自覺と共にやがては崩壊すべき運命を有したが、この機運にのぞみて出現したのが實に佛教そのものである。

佛教は今のネパールの南方に建國した釋迦族の迦毘羅城主淨飯王と其夫人摩耶との間に生れた王子悉達多シッタタの成道に發源する。太子は十六歳の時、耶輸陀羅姫を妃に迎へて王子羅睺羅ラウラを擧げたが、求道の念頻に動き二十八歳の時遂に宮殿を出でて、心中の苦悶と煩惱の繫縛を離脱せん爲に仙人を歴訪した。即ち先づ苦行仙人跋伽婆バガバに就きて彼の究竟の目的が生天にあるを聞きて未だ生死の境を脱せざるを知りて之に望を絶ち、次で事火外道に至りて彼等の神とする火に事ふるものゝ心中、反つて慾火に焼かれつゝあるを實見して之にも絶望し、更に當時の代表的二大思想家なる阿羅邏迦羅摩アラロモと、鬱陀迦羅摩ウツダカモとの二仙人を訪ねて、微かに解脱の光明を認めんとしたが、未だ其究極に我あるべきか無かるべきかに疑ありて、三度望を斷つに至つた。之を要するに、此等の仙人は當時の印度教學界を代表するもので、そのすべてに満足しなかつたことは、やがて太子の自覺大悟となつたのである。かくて太子は外に求めて得られざりし道を内に求めんと決意して、尼連禪河の西邊象頭山中に六年間殆ど寢食を忘れて苦修練行を續けた。世に出山の釋迦と稱する畫題の像は、憔悴骨立の中に安祥平慰の笑を含めるもので、當時の顔容と心懷を表現したものに外ならぬ。斯の

如く太子はこの六年間僅に一麻一米によりて命脈をつなぎ、不斷の考究を續けて憔悴骨立するに至つたが、更に伽耶の菩提樹下の石上に坐して考究を重ね、遂に無明と煩惱とを滅盡斷除して、覺者の域に達することが出来た。茲に於てか、太子は佛陀となり如來となりて佛教は出現することとなつたのである。時に太子三十有五歳であつた。

さらば佛教とは如何、概括的にその根本義を示すものに、十二因縁・四諦・八聖道なる三種の術語がある。先づ十二因縁とは無明（惑即ち煩惱）行（善惡の業）識（心識）名色（物と心）六處（眼耳鼻舌身意の六根）觸（外界の接觸）受（苦樂の感受）愛（避苦就樂取捨の念）取（欲念の進取）有（未來果の保有）生及び老死の十二の縁起論であつて、無明煩惱によりて善惡の行業を生じ、その識別作用としての識と、物心の世界としての名色とは、更に六根を具することによりて、其所に觸受愛取の現實世界を生成し、茲に生あるもの必ず老死を免れざるべき世界苦を説明せるものである。次に四諦とは苦（現實の相）集（現實相成立の原因）滅（原因の滅盡）道（滅盡に至る道）の四の眞理に名づけられたものである。而して八聖道とは正しき見（見解）志（惡志を斷つ）語（妄語邪語を斷つ）業（正見正志に基く行爲）命（生計の手段）精進（正善の進展と邪惡の防禦）念（心）定（心を正道に集中する）の事で、現實苦成立の原因を滅盡する道を示したものである。されば畢竟四諦の中の苦集兩諦は、十二因縁觀を概括したものであると共に、八聖道は滅諦に至る道に他ならぬ。換言すれば、生死の苦しみの人間世界に存在する所以は、十二因縁の徑路を取つた集の結果であつて、滅の實現即ち現實苦の成立原因を滅盡し得らるゝ所以は、正しき道即ち八聖道を歩める結果に他ならぬのである。要するに四諦十二因縁八聖道の教説は、佛教の世界觀と修道の理想を最も簡明に示すものと謂へる。

「生死無量なり、往來端緒なし、屋舎を求むるものは數々胞胎を受けん、此屋を觀たるを以て更に舎を造らず、梁椽已に壞れ臺閣摧折しぬ、心已に行を離れて中間已に滅す」とある法句經所見の成道偈を獅子吼せる佛陀は、是より入滅に至るまでの四十五年間を全く中印度諸國の傳道に獻身した。言ふまでもなく、婆羅門教の階級主義差別觀念を否定して、一切衆生悉有佛性の旗の下に深遠なる眞理を平明に説述したから、聽く者皆歡喜して忽ち數千の弟子を得、其所に佛教々國は成立した。然るに佛陀は自ら死期を自覺して、尼連禪河畔の娑羅雙樹林に於て最後の説法をなし、其夜半安祥として禪定に入り、尋で大般涅槃に入つたのである。時に佛陀八十歳、紀元前四百八十有五年二月十五日と傳へられた。

佛教は此の如く中印度に發源し、北部迦濕彌留を経て西藏に出で、支那南北朝時代に北魏に傳はり、更にこれを三韓に傳へて居る。然るにこの所謂北方佛教に對し、中印度の南方錫蘭に傳はり、緬甸・暹羅等に行はるゝ所謂南方佛教があつて、西洋の學者は佛教をこの南北に二分して、わが日本の佛教は三韓の一なる百濟より傳はる所であるから北方佛教に容れて居る。されど其分類は今日となつては單なる歴史であつて、内面的には最早北方佛教の末端として其展開を議するには、餘りに偉大なる發達を遂げて仕舞つた。所謂東流佛法の思想

爾時舍利弗白佛言、世尊、甚深般若波羅蜜多、佛滅度已後時後分後五百歲、於東北方廣流布耶、佛言舍利子、如是甚深般若波羅蜜多、我滅度已後時後分後五百歲、於東北方廣流布（大般若波羅蜜多經初分難聞功德品）

即ち佛教東漸の究極は、今や逆に光は東方よりの標語を驕して佛教西漸の世界的大乘運動を促進せしめて居る。さらば佛教傳播史の二部、即ち北方佛教史、南方佛教史に對立すべき東方佛教史の樹立は、正に我が日本佛教の世界に有す

る使命であらねばならぬ。かくて我が日本佛教が已に過去に於てわが文化の中心を成したに止らずして、進んで將來の世界文明に寄與するものであることは疑を容れぬと思ふ。茲に於てか、この文化の母としての我佛教を迎へた紀年は、永劫に銘記さるべきであるが、果して何時を以て定むべきであらうか。

二、佛教渡來年時に關する諸説と其文獻

國定の高等小學國史には「佛教はもと印度の釋迦牟尼のはじめたる宗教にして、支那をへて朝鮮に傳はりしが、紀元一千二百十二年（第二十九代）欽明天皇の御代に至り、百濟王、使を遣して佛像經文などを朝廷に獻じ佛の功德を説けり」とあつて、欽明天皇十三年皇紀一千二百十二年壬申歲を以て日本佛教の紀元とするものゝやうである。然るに、この佛教傳來の年時に就ては異説を分つべき史徵が散見して、日本佛教の起源を何れに定むべきか、疑はしくなつて來る。されば先づ其文獻史料を掲げて之を剖檢し、其準據を定むることにならばと思ふ。敘述の便宜上暫く史料の順位に據らず、渡來を古きに傳ふるものより抽出して其説の發生年代を考へ、其史的價值を論じて歸結する所を究明把握することにしよう。

一 顯宗天皇時代渡來の説

(1)、叡岳要記所引の傳敎大師父三津百枝本緣起に見ゆる第二十四代顯宗（皇元二四七）天皇三年

其父後漢孝獻帝孫高萬貴王子也、乘船浮浪遊海上、大日本國輕島明宮御宇、應神天皇第卅年、近江國志賀郡化來、年百餘歲也、始賜姓爲三津氏、其名謂百枝、應神天皇第九女爲妻、仁德天皇第十年（皇元一四七）始賜位階爲正五位、同天皇第

廿年辛未叙正四位、顯宗皇帝第三年卯丁於志賀草屋取田中泥土、造長三尺比丘之形、人見之成怖畏之思、仁賢天皇第五年壬申叙三位兼近江守、宣化天皇第三年午賜水田卅町、被充其所食、欽明天皇御宇兼酒守、同年自欽明天皇經卷佛像給、深習學之無他念、所造泥土僧形百枝始致禮拜有無量光明、此時彌知有佛法、同廿六年乙聖德太子見此佛像成怖畏、備香花燈明供養、致禮拜恭敬數百返、文殊彌勒普賢定三菩薩

この記事を一見するに、後漢獻帝の曾孫我國に歸化して三津百枝と稱した者が、顯宗天皇の三年に近江國志賀郡に草屋を構へ、田中の泥土を以て長三尺の比丘像を造るとあるから、當時已に佛教が我國に渡來した表徴と見做す一説が強ち成立たぬこともない。然し叡岳要記は後世の編纂であつて誤の多いことは、之を近く今文に徴しても想察することが出来る。即ち三津百枝は傳教大師最澄の父とあるが、最澄は神護景雲元年の生誕であつて、三津百枝を父とするには實に父の四百八十餘歳の子となり、又百枝は歸化の當時、即ち應神天皇の三十年には年齢百餘歳にして、其の後應神帝の第九女を妻とすと傳ふるが如きは、何れも事實に遠ざかるものである。加之、聖德太子は敏達天皇三年の降誕なれば、記するが如く夫より九年前の欽明天皇二十六年には、如何にしても百枝所傳の佛像を見らるべき筈がない。されば叡岳要記收むる所の傳教大師父三津百枝本縁起なるものは、頗る疑問とすべきもので、顯宗三年説の史料の年代的價値は決して叡岳要記を廻るものとは思はれない。而して要記編纂の年代は詳かでないが、想ふに群書類從所收本の奥書に、永和五年（康曆元）戊午五月日於石占井宿所以圓光寺上人乘空御本令交合畢とある、永和五年を上げること餘り遠からざるものであらう。圓光寺上人乘空の時代が明となれば多少上ることも出来ようが、今は假りに書寫校合の永和五年を充つれば、顯宗三年より八百八十二年後の史料に過ぎなくなるから、其の所傳の史的價値に乏しいことが肯かれる。

二 繼體天皇時代渡來の説

(2) 扶桑略記所載藥恒著法華驗記に引く禪峯の記に見ゆる第二十七代繼體天皇（一八三）十六年二月

日吉藥恒法師法華驗記云、延曆寺禪峯記云、第廿七代繼體天皇即位十六年壬寅、大唐漢人鞍部村主司馬達止、此年春二月入朝、即結草堂於大和國高市郡坂田原、安置本尊歸依禮拜、舉世皆云、是大唐神、之出縁起、（略）隱者見此文、欽明以前唐人持來佛像、然而非流布也

これは延曆寺の禪峯が或る縁起によつて記した文が、藥恒の法華驗記に引用されたものを、更に扶桑略記が轉引したものである。これによると繼體天皇十六年二月に漢人司馬達止來朝し、草堂を大和高市郡坂田原に結び、本尊を安置し歸依禮拜したとある。司馬達止及び其の一族の事蹟は我正史にも見え、蘇我馬子と共に原始日本佛教史上の重要な人物である。されど已に草堂を結び本尊を安置するに至つたか否かは明かでない。その確否はこの所傳發生の年代が何處まで遡り得るかによつて、多少固定し得るけれども、不幸にして餘り多くを其所に望み得ないやうである。今の文に之は縁起に出づとある謂ゆる縁起は、或は坂田寺の縁起かとも想像せられるが、元より斷定の限りでない。然るにこの史料の年代を定むるには、先づこの縁起、次に禪峯の記、次に法華驗記、終に扶桑略記の成立年代を充つべきであるが、前三書は傳はらず、又禪峯及び藥恒の事蹟も不明に屬して其の寂年を知ることが出来ない。然し藥恒の法華驗記が扶桑略記に引用されたる範圍に於て暫く其の内容を見るに、延喜二年の條に藥恒の言葉として延喜年中とあるからには、恐らく延喜廿二年間を過ぎてからの筆と見做さなくてはならぬ。隨つて茲に藥恒生存の最高限を大略想察

することが出来ると思ふ。加之、近年東寺金剛藏より発見された尊勝眞言異本勘定持誦功能唐朝日域興隆流布縁起と題し、天台比叡山延曆寺隱者釋藥恒集の撰號を有する古書は、撰者の名及び住山、並に自名に隱者と冠する特稱等が共通して居るから、疑ひもなく法華驗記における藥恒の同著と謂はれる。されば藥恒の時代は茲に一層明確に出来ることが出来たるやうになつた。即ちこの流布縁起には長承二年書寫の識語を有し、序文の中に延長三年の炎旱に當つて陀羅尼を持誦し、雨を祈つて驗のあつたことが出で、且つ朱雀天皇の爲に陀羅尼を持誦し祈禱せしめられたことが見えるから、本書の内容は朱雀天皇治世自承平元年至天慶九年以後のものであることが知れる。随つて其製作が承平天慶以後長承二年以前の百八十年乃至二百三年間にあることは言ふまでもない。而して之と同著なる法華驗記を引く扶桑略記の最後記事が、寛治八年三月二日に止むより見れば、恐らく法華驗記は朱雀天皇同世或は天皇を去ること遠からざるものと見るべきであらう。されば暫く朱雀上皇崩御の天曆六年を以て藥恒生存中の一年と假定すれば、繼體十六年を去ること四百三十年である。

(3)、水鏡に見ゆる繼體天皇治世中

繼體天皇ノ御世ニモ唐ヨリ佛經ヲ日本ニ渡シタリキ、其時人未嘗徳太子以前ノ事ナレバ、佛ヲ持シ奉テ崇行、然共時ノ人々只唐ノ神ト名付テ佛共知奉ザリキ、又世ノ中ニモ彼佛ヒロマリ給ハズナリニキ、サリナガラ此欽明天皇ノ御世ヨリゾ(下略)

前説と同じく繼體天皇時代に佛教の渡來を示しては居るが、其年時を詳記せず單に繼體天皇の御治世に、唐より佛經の渡つたことを傳へるに過ぎないの異がある。而して水鏡の著者は普通に藤原忠親と言はれ(薩戒記應永三十三年十月十六日の條)或は又源雅頼の作(永正七年二月十二日記載の砂巖)とも言はれ、前者は建久六年(八五五)に後者は同三年に薨去して居るから、繼體天皇末年即ち廿四年の渡來としても、六百六十二年乃至五年後の記載たるに過ぎないこととなる。

(附)、この外、高田吉近の豊前國誌に繼體天皇廿五年渡來の説が見えて居る。即ち「人皇二十七代繼體天皇廿五年、開山善正大師は後魏の孝莊帝の皇子、少くして佛門に入り、東方日本國に佛法を弘通して群迷を度せんと志し、晋秦の年、震旦を辭して僧尼百六十餘人を將ゐて渡海し、筑前の國御笠の縣に着きたまひしが、其頃日本未だ釋氏あることを知らず、怪みて船より上げず、依つて善正唯一人如何にもして志願を達せんと古賀の庄に上り、夢を見て日子の出あることを知りて入峰し、始めて開山となる、是れ日本に佛法來りし始めなり、此時より日子山靈山寺と號す」と。されど本書は近世の編纂であつて、其據る所も不確であるから、暫く異説として計上しないことにしよう。

三 欽明天皇時代渡來の説

(4)、上宮聖德法王帝説に見ゆる欽明天皇(一九八五)戊午歲十月十二日

志(欽明)癸島天皇御世(志)戊午年十月十二日、百濟國聖明王、始奉度佛像經教并僧等、敕授蘇我稻目宿禰大臣令興隆也(中略)

志歸島天皇治天下(四七)冊一年 辛卯年四月崩 陵前坂合岡也

本書には欽明天皇戊午の年日本書紀の宣化 日本書紀三年に當る百濟の聖明王より公式に佛像經教及び僧等を、我が大和朝廷に獻じたること見え、第五の審祥記、第六の元興寺伽藍縁起并流記資財帳、第七の顯戒論、第九の八宗綱要、第十の佛本傳來記、第十一の日本書紀、第十二の扶桑略記、一代要記、元亨釋書等の所説と同一の事實に對し、年月日を異にして傳へた

ものである。就中、第五第六第七とは全く同年の戊午歳渡來説を立て、居ることは特に注意したい。但しこの戊午説に就ては後に詳説するから、今は法王帝説の年代を考へて史料としての評價を一言するに止めて置かう。法王帝説の年代は先づ外型の上では平安朝中期承暦^(二七三)二年までしか上ることが出来ない。即ち裏書の山田寺の下に「承暦戊午南一房寫之眞曜之本云々」とあるものが、外的に其年代を制約する最古の文字である。而して現に知恩院に存する古寫本は奥書に「傳得僧相慶之」とあつて、其所藏者相慶は法隆寺所藏大般若經の跋文に「長寛二年^(八一四)甲申八月六日酉時書寫畢、法隆寺之五師大法師相慶之」と見え、又大谷大學圖書館所藏大般若經卷第二百七十三の奥書に「永萬二年^(二八六)丙五月廿五日午時許於法隆寺西室之邊依五師相慶大法師之勸進奉寫了」とある相慶であつて、眞曜と共に平安朝中期の人であることが知れる。然るに此知恩院本は假名源流考の著者大矢透氏は周音の事を考へる資料に採擇して、其書體延暦弘仁に近いものと推定された。されば帝説の本文は奈良朝のものであることは疑ふべきでない。加之、本書の内容を検する時は夙に狩谷掖齋が「要之似未見古事記日本紀之所作、其爲古記可知」と評結したるが如く、本書の製作は實に奈良朝初期にかゝること、今や史家の等しく是認する所となつて居る。されば假に古事記撰進の和銅五年^(七三三)壬子を以て帝説成立の最低限とする時は、所傳の戊午を下ること百七十四年にして、戊午説は佛教渡來の當時を去ること甚だ遠からざる期間に發生した所説として最も注意すべきものと肯かれる。

(5)、三國佛法傳通緣起所引の審祥の記に見ゆる宣化三年戊午十二月十二日

昔新羅學生大安寺審祥大德記云、檜隅蘆入野宮御宇、宣化天皇即位三年歲次戊午年十二月十二日、從百濟國佛法傳來、宣化天皇即第二十九代帝王也

審祥は新羅の歸化僧にして大安寺に住し、我國華嚴宗の祖となつて居る。同じく華嚴の學匠にして佛教史家であつた疑然が、自著三國佛法傳通緣起に引載する所によつて其説を見るに、宣化天皇三年戊午歲十二月十二日百濟より渡來したと傳へて居る。この説が法王帝説の所説と相違する點は、十月を十二月とし欽明天皇御宇を宣化天皇御宇の第三年とするの二點である。戊午歲は欽明宣化兩朝の何れに入るべきかは後述に譲り、今はこの説發生の年代を確むるに止めておかう。然るに審祥の記は逸して傳はらず、たゞ其寂年を三國佛法傳通緣起に「天平十四年壬午奄焉卒矣」とあるに徴し得るのみである。而して本朝高僧傳にも「不祥世齡法臘、祥師之事不載于國史及釋書、今據疑然之記以立傳焉」とある如く、疑然所傳の外に據るべきものがない。されば本説は宣化天皇三年戊午を去ること二百四年以内の所傳であることが考へられる。

(6)、元興寺伽藍緣起并流記資財帳に見ゆる欽明天皇七年戊午十二月

大倭國佛法、創自斯歸島宮治天下、夫國案春岐廣庭^(八四)天皇御世、蘇我大臣稻目宿禰奉時、治天下七年歲次戊午十二月度來、百濟國聖明王時、太子儂并灌佛之器一具及說佛起書卷一篋度

この説も亦第四と第五に同じく戊午歲百濟傳來を示して居るが、第四法王帝説に異なるは十月を十二月とし、第五審祥記に違するは彼が戊午歲を宣化三年とするに對し、これは欽明七年とするにある。これ等の是非は後に釋明することとして、先づ本書の年代を検するに、史家の間に異見あれど暫く文中「牒以去天平十八年十月十四日被僧綱所牒備、寺家緣起並資財等物、子細勘錄、早可牒上者、依牒旨勘錄如前、今具事狀謹以牒上、天平十九年二月十二日」云々とあるに據れば、戊午歲を去ること二百九年の天平十九年の書上であることが知れる。

(7)、太子傳古今目錄抄所引建興寺緣起に見ゆる欽明天皇七年十二月十二日

廣庭天皇御世治天下當南岳 卅三歲 七年十二月十二日、百濟國主明王、太子像并灌佛之器一具及說佛起盡奏一送度云々

本説は前説の十二月に十二日を補へるもので其他は全く同じい。而して本書の成立は太子傳目錄抄に「一法隆寺緣起事、貞觀十二年正月三日作之、于時上座豐撰、小別當基豐、別當律師等作之、建興寺緣起同前云々」とあれば欽明七年を去ること三百二十四年の貞觀十二年の作である。

(8)、假字本末追考所引最勝聊簡略集序に見ゆる欽明天皇七年戊午十二月二十二日

天平寶字五年に書たる最勝聊簡略集と題せる佛書に(中略)序に我日本八嶋國志貴嶋宮、謚天國押撥廣庭天皇御宇七年戊午十二月廿二日、自百濟國主明王、奉慶佛像經教、大臣蘇我稻目宿彌始建佛法、起爾戊午今至寶字五年辛丑、所經年數二百廿二年下略と書し、卷軸に天平寶字五年と細字に識せり

この説は前説の十二日を二十二日に傳ふるもので、追考に信友が序に今至寶字五年辛丑云々と云へると同年なれば、すなはち此書の作者の自筆なるべし。さて此書漢文ざまには書きたれど、拙きかきざま多し、字體も拙けれどさすがに古體にて、手のすぢ當時の書なるべきこと疑なく覺ゆと考へたる本書の成立年時を正しとせば二百二十三年後の所傳となる。

(9)、顯戒論所引護命外五名連署上表文に見ゆる欽明戊午歲

沙門護命等謹言、僧最澄奉獻天台式并表、奏不合教理事(中略)我日本國志貴島宮御宇天皇歲次戊午、百濟王奉渡佛法、聖君敬崇至今不絕(最澄)彈曰、天皇御位元年庚申、御宇正經三十二歲、謚案歲次曆、都無戊午歲、(中略)弘仁十年五月十九日元興緣起取戊午歲、已垂實錄、敬崇之言未盡其理、沈燒之事理須注載也

大僧都傳灯大法師位護命(以下五人略ス)

弘仁十年に最澄が叡山に戒壇を設置することを朝廷に願つた時、奈良の僧都の意見を求められたから、護命等は其反對意見を上表した。然るに最澄は之に對して更に駁論を出したものが顯戒論であつて、卷頭に護命の上表文を引いて居る。而して其文中に欽明天皇戊午歲佛敎渡來の記事に就ても、欽明天皇の御宇に戊午の年なきによつて其説を否認して居る。その當否は後に自ら明かとなるが、護命の所説は第四第五第六の諸説と同じく戊午説を執つて居ることを特に注意せねばならぬ。因に弘仁十年は戊午歲を去ること二百八十一年である。

(10)、一代要記に見ゆる欽明天皇三年十月十三日

三年壬戌十月十三日、從百濟國阿彌陀三尊、浮浪到來攝津難波津、佛像最初也

右は日本最初の佛像として、欽明紀三年十月十三日百濟國より彌陀三尊が浪に浮んで、攝津難波の港に着いたことを示して居る。如何にも奇蹟的記載であるが、記述の意志は之を以て佛敎の渡來を表示するにあるものと見なくてはならぬ。然るに此文は宛も扶桑略記所引の善光寺緣起の文を要約したものに酷似し、たゞ緣起は更に十年後の欽明天皇十三年十月十三日の事にかゝるの相違あるのみである。而して緣起の原文を彼此比較して見るに、扶桑略記の所引は全く其取意の文であることが知れる。想ふに一代要記の編者は善光寺緣起若くは扶桑略記の、十三年と傳ふる十の字が脱落したものに據つて誤を傳へたものではなからうか。此の如く十三年の出來事と見れば第十二説と全く同じとなり、第十一説日本書紀のそれとは同年同月に對し日付を補うたゞけの違である。因に一代要記は最後の記事文保二年(一九七)に止むから、暫く欽明天皇三年を保存するとして七百七十五年後の所傳に過ぎない。

(11)、八宗綱要に見ゆる欽明六年十一月

至如日本國、人王第三十代欽明天皇御宇六年乙丑當梁大
同八年十一月從百濟國聖明王、獻金銅釋迦像一軀及繡蓋若干經論
これは欽明天皇の六年乙丑十一月に、百濟の聖明王から金銅の釋迦像、繡蓋、經論等を我朝に獻じ公式に佛教の渡來
せることを示して居る。乙丑歳は戊午歳に後る、こと七年にして、八宗綱要は著者疑然の奥書に「文永五年戊寅正月
二十九日於豫州圓明寺西谷記之」とあるから、この説は欽明天皇六年を去る七百二十三年の所傳となる。但し疑然は
六年乙丑の下に梁大同八年に當ると註して居るが、大同八年は壬戌にして日本書紀の欽明天皇三年に當り、欽明天皇
六年は梁の大同十一年である。

(12)、日本書紀所引孝德天皇詔、三國佛法傳通緣起所引華嚴宗并因明章疏目錄序文、佛本傳來記等に見ゆる欽明天皇十
三年大化元年八月癸卯遣使於大寺喚聚僧尼而詔曰、於磯城嶋宮御宇(欽明)天皇十三年中、百濟明王奉傳佛法於我大倭(詔)
東大寺圓超僧都延喜十四年甲戌奉詔、撰華嚴宗并因明章疏目錄、彼序中云、磯城島金指宮御宇欽明天皇十三年佛法
始傳矣(章疏目錄)

天國押排廣庭天皇磯城島宮御宇卅二歳之中第十三年壬申、百濟王、佛像經教奉渡日本(傳來記)
何れも前説より七年後れて、欽明朝十三年に渡つたことを傳へて居る。先づ詔は孝德天皇大化元年のものであるから、
欽明天皇十三年より僅に九十三年を距つるのみであつて、法王帝説や日本書紀よりも古い文獻史料となるが、果してこ
れが詔勅の文字の儘を傳ふるか否かは明かでない。さればその成立年代は暫く書紀の編纂年時を以て律すべきもので
はなからうか。次に華嚴宗并因明章疏目錄は右に引く如く、東大寺の圓超が延喜十四年(一五七四)に詔を奉じて撰んだものであ

るから、欽明十三年より三百六十二年を距てゝゐることが知れる。次に佛本傳來記の成立は史家の間に異見あれど、
文中「豐御食炊屋姫天皇小治田宮御宇卅六歳之中第廿一年癸酉(中略)從爾以來至于天安二年戊寅合三百一歳」とある
によれば、天安二年の作と考へられて、欽明十三年を去ること三百六年の所傳となる。

(13)、日本書紀に見ゆる欽明十三年十月

冬十月、百濟聖明王聖王遣西部姫氏達卒怒喇斯致契等、獻釋迦佛金銅像一軀、繡蓋若干、經論若干卷、別表讚流通
禮拜功德云(表讚文後出)

此内容全く第九説に同じく、たゞ年月を十三年十月とするの異なるのみである。而して本説には百濟王の使者名も記
され、且つ上表文まで收めてあるから、最も整つた如何にも佛教の大和朝廷に入る面影を彷彿せしむるの觀がある。
されば普通にはこの欽明天皇十三年を以て佛教渡來の年時として、國定高等小學國史の採擇する所にかゝることは已
に述べた。其他、文部省檢定の中等教科用國史に或は「欽明天皇の御代百濟より佛教及び經卷を我が朝廷に獻じて盛
にその功德を説けり紀元一二二
二年(中略)この時始めて我が國に傳はりたるものなり」と記し、或は又「繼體天皇の御代に支那
の司馬達等はじめて佛像をもたらしけり(中略)百濟王佛像經論を獻じて其の功德を説くに及び」と云ひ、又國定の
尋常小學國史にも之を略載して「欽明天皇の御代始めて百濟よりつたはれり」とあつて、何れも書紀に發源し、欽明十
三年を以て佛教渡來の年時として居る。果してこれ公準として史的妥當なるべきか、私は遺憾ながら之を疑ふ一人で
あるが、其等に就ては後項に譲り、今は書紀の成立が續日本紀養老四年五月癸酉(三八〇
二二)の條に「先是、一品舍人親王奉勅、
修日本紀、至是功成、奏上紀三十卷系圖一卷」とあるに眼を注ぎ、養老四年欽明天皇十三年を去る百六十八年なるこ

とを注意するに止めておく。

- (14)、扶桑略記、一代要記、元亨釋書等に見ゆる欽明十三年十月十三日
 十三年壬申冬十月十三日辛酉、百濟國聖明王、始獻金銅釋迦像一體并經論幡蓋等、其表云(下略)、略記
 十三年壬申冬十月十三日辛酉、百濟國聖明王、始獻金銅釋迦像一軀、彌勒石像并經論幡蓋等、要記
 十三年十月十三日、百濟國聖明王、使西部姫氏達卒怒利斯致、貢獻釋迦銅像經論幡蓋若干品、上表曰(下略)、釋書
 これ等は何れも前の説に日附を補入したもので、たゞ略記、要記の二つが高麗の使者名を缺き、要記が彌勒石像を加へ、釋書が釋迦銅像として金字を缺くを異とするの差あるのみである。而して扶桑略記にては五百四十二年、一代要記にては七百六十五年、元亨釋書にては七百六十九年後の所傳となる。
- (15)、佛法傳來次第、佛法由來集等に見ゆる欽明天皇治世中

當于如來滅後一千二百餘年、如來滅後一千一百餘年 法菩薩出世以其義述之我日本國志貴嶋金刺宮御宇、百濟國始獻佛像經論幡蓋等、傳來次第
 大日本國第三十代欽明天皇御時、始自百濟國渡佛法、入像法五百餘年許也、由來集

この兩書は共に欽明天皇の御宇に百濟から傳へたことを出して居る。而して佛法傳來次第の製作年次は明かでないが、本書の終に著者信救の自叙傳が附記されて居るから大凡見當がつく。即ち「抑信救者、本是南曹北堂遊學末生也、近衛天皇在位之昔、忽辭槐市交、攀躋台嶺之險、於黑谷剃髮、初修行北陸、後居止南都、治承四年癸寅之月、高倉皇子被攻逆臣入闕城寺、住侶相議牒送南都乞救、□滿寺左北□承諾、信救被押群議令草返牒、平氏傳見大成其怒(以下闕文)」とある。今假に治承四年を以て成立年時の最高限と見、更に欽明天皇御宇を十三年と假定するなれば、六百

二十八年後の記載となる。次に佛法由來集は製作年時及び作者を詳にせず、續群書類從所收本の奥書に「弘安七年極月十日酉尅寫之慧一」とある。この所藏者慧一の書寫の年時を以て暫く本書の撰時と見做せば、欽明十三年を去ること七百三十二年の所傳である。

以上、この十三説の中最も早き顯宗天皇三年と最も後るゝ欽明天皇との間には、實に六十有五年の差があつて、何れを日本佛教の紀元として信準すべきか惑はしい。先づ試に該史料の成立年時と其所傳にかゝる渡來年時との時間的比較を表にして見よう。

| 史料 | 史料成立年時 | 佛教渡來年時 | 其差 |
|-------------|------------|---------------------|-------|
| 上宮聖德法王帝説 | 一二七二以前 | 一一九八(欽明戊午十月十二日) | 一七四以下 |
| 孝德天皇詔 | 一三八〇(所引) | 一一二二(欽明十三年) | 九三 |
| 日本書紀 | 一三八〇 | 一一二二(欽明十三年十月) | 一六八 |
| 齊祥記 | 一四〇二以前(寂) | 一一九八(宣化三年戊午十二月十二日) | 二〇四 |
| 元興寺緣起流記資財帳 | 一四〇七 | 一一九八(欽明七年戊午十二月) | 二〇九 |
| 最勝王聊簡略集序 | 一四二一 | 一一九八(欽明七年戊午十二月二十二日) | 二二三 |
| 護命等上表文 | 一四七九 | 一一九八(欽明戊午) | 二八一 |
| 佛本傳來記 | 一五一八(記事) | 一一二二(欽明十三年) | 三〇六 |
| 建興寺緣起 | 一五三〇 | 一一九八(欽明七年十二月十二日) | 三二四 |
| 華嚴宗并因明章疏目錄序 | 一五七四 | 一一二二(欽明十三年) | 三六二 |
| 禪宗所引緣起 | 一六一二(藥恒在年) | 一一八二(繼體十六年二月) | 四三〇 |

| | | | |
|---------|----------------|------------------|-----|
| 扶桑略記 | 一七五四(記事) | 一一二二(欽明十三年十月十三日) | 五四二 |
| 佛法傳來次第 | 一八四〇(信教在年) | 一一二二(欽明天皇御世) | 六二八 |
| 水鏡 | 一八五五(忠親歿) | 一一九〇以前(繼體天皇御世) | 六五五 |
| 八宗綱要 | 一九二八 | 二〇〇五(欽明六年十二月) | 七二三 |
| 佛法由來集 | 一九四四 | 一一二二(欽明天皇御世) | 七三二 |
| 一代要記(甲) | 一九七七(記事) | 一一二二(欽明十三年十月十三日) | 七六五 |
| 同 (乙) | 一九七七(記事) | 一一〇二(欽明三年十月十三日) | 七七五 |
| 元亨釋書 | 一九八二 | 一一二二(欽明十三年十月十三日) | 七六九 |
| 三津百枝緣起 | 二〇三九以前(觀岳要記書寫) | 一一四七(顯宗三年) | 八八二 |

この圖表を一見して最も興味のあることは、佛教傳來年時に關する史料の成立年時と、該文獻が傳ふる所の渡來年時と其史料の成立年時との差額の順位とは、法王帝説と日本書紀(本文及び所引の孝德天皇詔)とが位置を代ふる丈けで、その他は全く順位を同うすることである(佛本傳來記は記事に據つて天安二年の作と假定したに過ぎないから、貞觀十二年の建興寺緣起よりも早いものとは斷じられない)。而して法王帝説は前にも記した如く、古事記や日本書紀の以前に作られたものであるが、成立年時は不詳によつて暫く古事記撰進と同年に見て置いたから、實際は帝説における百七十四年以内は、書紀における百六十八年よりも減少することが想察される。されば史料成立の年代と其所傳にかゝる佛教渡來年時と其所傳發生の年代との差の順位とは全く同じこととなる。かくて今の差隔の年數が小になれば小になる程、昔話を書いたものでなくて、其當時の記録日記の如き確實なる史料に近づいて行くことを認むるなれば、

上掲の對比は正に古い史料ほど其確實さを増すこととなる。茲に於てか、佛教渡來の諸説中何れが眞實を傳ふるかの信準の程度は、全く史料の成立年代の順位と見做さねばならぬ。然るに茲に最も注目すべき事實は、日本書紀を除いて初の方の上宮聖德法王帝説、三國佛法傳通緣起所引審祥の記、元興寺伽藍緣起并流記資財帳、最勝王聊簡略集序、建興寺緣起、顯戒論所引護命等の上表文における六説が、同じく戊午歳の渡來を傳へて居ることであつて、この戊午歳渡來が最も史實に近かるべきことが想見される。而して戊午説は日本書紀の欽明十三年説が戊午歳渡來を否定するに足る説として存在し得るか、將又異説として尙存在するかによつて、我が日本佛教の紀元としての當否が定まると思ふ。更に項を改めて之を論究することにしよう。

三、戊午歳渡來説と日本書紀

戊午歳佛教渡來の説には四つの文獻があつた。而して其中の三國佛法傳通緣起に引く審祥の記が、天皇の御名を擧げずに戊午歳とあるを除いて、他の三書には何れも戊午歳は欽明天皇の御宇なることを示し、殊に元興寺緣起并流記資財帳の如きは欽明七年戊午とあつて、戊午歳は欽明天皇御宇の七年に當る事を明記して居る。然るに我が官撰の正史である日本書紀には、欽明天皇御治世中に干支戊午に當る歳なく、欽明朝は庚申元年より辛卯卅二年に亘り戊午歳は先帝宣化天皇の末年即ち天皇の三年となつて、欽明天皇の七年は實に丙寅歳となつて居る。されば紀年の上に於て日本書紀が正しいか、それとも法王帝説等の四書が眞實を示すかを剖檢しなくてはならぬ。嘗つて故平子尙氏は繼體紀の錯簡に就て論攻されて、本題に對し頗る有力なる考證を遺されて居るから、今私見にこの研究法を參酌して之を

究明することしよう。

先づ書紀の記載事項と其體裁を一瞥するに、繼體天皇六年紀の十二月に百濟から使を遣して貢調した時、別に表を上つて上哆喇、下哆喇、婆陀、牟婁の四縣の割讓を請ふや、哆喇の國守穗積臣押山は割讓の可なるを奏上し、又大伴大連金村も之に同意し遂に之を割與することに決した。この時物部大連鹿火は妻の諫によつて割讓の勅使たることを辭し、又皇太子勾大兄皇子即ち彼の安閑天皇は此議に與らせ給はず、後に之を知ろしめして驚き悔ませ給ひ、條約の改訂を百濟の使に望ませられたが、使は已に勅あるを今更變するのは違勅の罪あるを強辯して、終に之を獲得するに至つたことが見えて居る。因に時人は之を評して押山と金村とが百濟から收賂した爲に、事茲に至らしめたと傳へて居る。而して又、七年六月にも百濟は穗積押山の歸國にのぞみ、二將軍を遣して五經博士段揚爾を貢し、別に奏して己汶の地は元と百濟に賜ふ所であつたから、作跋國に與へずして我に割與せんことを乞ふや、言の如く己汶並に帶沙は百濟の有に歸した。然るに帶沙の地は已に神功天皇紀に爲_二往還路驛_一とある如く、我國から朝鮮へ渡航する要津なることは、廿三年紀に百濟王と伽羅王とが共に爲_二臣朝貢津路_一(百)爲_二臣朝貢津涉_一(伽)と云へるより見ても明瞭である。されば之を自國の所屬とするか否かによりて、非常に利害があつたものと考へられる。故に己汶、帶沙を百濟に割與の月、作跋國よりも珍寶を獻じ、己汶の地を請うて居る。然るに彼には與へられなかつたから、恐らく百濟と伴跋とが帶沙を競望して遂に百濟の勝を制することゝなつたものであらう。茲に於てか土地割讓の失政に次で任那諸邦の恨を買ひ、我國政の緊縮を要するに至つたことは、七年紀十二月詔して勾大兄皇子即ち後の宣化天皇をして、攝政に任せしめ給へるによりても想察するに餘りあることである。越えて八年紀の三月、作跋國は子吞帶沙に城を築きて

滿奚に連ね、烽侯邸閣を置き、以て日本に備ふとある。次で九年二月には百濟の使歸るにのぞみ、物部連同行して沙都島に到るや、作跋人の先に割與されなかつた怨を懷いて報復せんことを傳聞し、物部連は舟師五百を率ゐて帶沙江に難を避け、百濟の使は新羅より迂廻して百濟に歸つて居る。而して物部等は帶沙に停ること六日であつたが、遂に作跋人に襲はれ、身を以て紋慕羅島に退くとある。次で十五年五月物部は百濟に迎へられて大に勞を受け、九月百濟の使臣に送られて歸朝した。この時百濟は己汶割讓の恩を謝し、別に五經博士を貢して前の博士と交替して居る。

此の如く六年より十年にかけての記事は、土地割讓の問題が滿載されて國家頗る多事なるに拘らず、以下は突如として記事が闕けて居る。即ち十一年紀は全くなく、十二年紀は遷都の一事あるのみ。十三、十四、十五、十六の四十年紀は何れも記事全く闕如し、十七年紀は百濟王の薨去、十八年紀は同太子即位の各一事項あるのみ、而して又十九年紀も全闕、廿年紀も遷都の一事あるのみに過ぎない。但しこの遷都も「一本云七年也」の註あるより見れば、或は全く記事を闕くかも知れない。されば十一年より廿年に至る十年間は殆ど記事なしと云ふことが出来る位である。

かくて廿一年紀に入り、夏六月近江毛野臣をして六萬の兵を率ゐて任那に往かしめ、新羅に破られた南加羅、喙、己吞の三地を回復し、之を任那に合せしめんとした。然るに筑紫の國造磐井は新羅の貨賂を受けて叛逆を企て、外は來貢の船を誘致し、内は毛野の派遣軍を遮るや、物部大連鹿火を征賊の將として對抗せしむることゝなつた。而して廿二年紀には十一月遂に物部の軍に磐井の斬らるゝことが見えて居る。次で廿三年紀に入れば三月に百濟王は下哆喇の國府穗積押山臣をして伽羅の多沙津割與を請はしめ、遂に之を得るや、伽羅王は之を肯じなかつたが、已に割讓の事後であつたから如何ともすることが出来ず、その餘憤は新羅と結んで日本を怨むことゝなつた。而して又伽羅王

は新羅の王女と結婚して兒息を擧げたことも見えて居る。

以上書紀に傳ふる記載事項配列の順序等に就て考察するに、先づ第一に多沙の津を百濟に割讓することは、已に七年紀に出て三年紀と重複するが如きは、恐らく其何れかゞ記事の位置を轉じて分載されたものと考へられる。然るに七年紀の割讓により八年紀に伴跋國の對抗運動があり、九年紀には伴跋人の報復があり、十年紀には百濟より土地割讓の答禮使が來朝せる點から見ても、七年紀の方が正しいやうに想はれる。殊に七年紀に見ゆる百濟の要求は己汶の地だけなるに對し、同年の割讓地は前記の如く己汶と帶沙との二地になつて居る。これは恐らく帶沙も百濟の要求にかゝるもので、宛も今の廿三年紀に見ゆる多沙の津はそれである。されば何等かの錯誤より二つの要求が別々になつて、位置を替へたものと想はれる。この考察にして正當なれば廿三年紀のこの部分は、十六年以前なる七年紀に廻るべきこととなる。加之、其他の廿三年紀に見ゆる事項、即ち伽羅王と新羅王女との結婚は、三國史記所收の新羅本紀に「壬寅春三月加耶國王遣使請婚、王以伊奈比助夫之妹送」とあるものが史實を傳ふるものなりせば、書紀に見ゆる廿三年紀己酉には非ずして、是より十三年前の十六年紀壬寅の出來事と見なくてはならぬ。更に、前記廿年紀の遷都を一本により七年紀と見れば、其所に十三年を廻ることとなる。

かくて我が繼體天皇紀は全體として書紀の廿五年間よりは縮減されるやうに想察される。されば其決疑は一に天皇崩御の年紀如何にかゝるが、書紀には「廿五年春二月、天皇病甚、丁未、天皇崩于磐余玉穗宮、時年八十二、冬十二月丙申朔庚子、葬于藍野陵」と明記されて、廿五年の崩御になつて居る。然るに眞福寺本古事記には「丁未年四月九日崩也」とあつて、丁未歳は廿一年である。されば書紀の廿五年二月の日附を示す丁未は、眞福寺本古事記の年を

示す丁未が誤られたものではなからうか。かく考へて見ると、繼體紀は廿一年紀を以て終るべきこととなる。而して之を決定するには書紀に謂ゆる廿五年崩御説の價值如何が、この裁斷に有力なる意義を齎らすと思ふ。然れば書紀は如何なる根據によつて廿五年崩御の説を立てたであらうか。幸にも註に「或本云、天皇廿八年歲次甲申崩、而此云廿五年歲次辛亥崩者、取百濟本紀爲文」とあつて、全く百濟本紀によつたことが知れ、其原文も引載されて居る。即ち「其文云、太歲辛亥三月、帥進至于安羅、營之毛城、是月、高麗弑其王安、久聞、日本天皇及太子皇子俱崩、由此而言、辛亥之歲、尙廿五年矣、後勘校者知之也」とある。而して茲に意を注ぐべきは、崩御の當時皇子も同じく薨せさせ給ふと云ふ記事である。今繼體天皇紀を案するに、何處にも皇子の同時薨逝の史實を傳へず、又百濟本紀の辛亥廿五年説は、已に前掲眞福寺本古事記の丁未廿一年説に異なるより見ても、繼體天皇以後の崩時に於ける史實を誤り傳へたものではなからうかと想像される。先づ次の安閑天皇紀を見るに、元年三月の條に皇后の外、別に三妃を立て、十月天皇は「朕納四妻、至今無嗣、萬歲之後、朕名絶無」と嘆じ給へるより見ても、皇子を得させ給はざりしものやうに想へるから、百濟本紀の所傳に契當しない。然るに次の宣化天皇には四年二月の條に「甲午、天皇崩于檜隈廬入野宮、時年七十三、冬十一月庚戌朔、丙寅、葬天皇于大倭國身狹花鳥坂上陵、以皇后橘皇女及其孺子、合葬于是陵」とあつて、更らに註して「皇后崩年傳記無載、孺子者蓋未成人而薨歟」とある。これ宛も百濟本紀の文に酷似し、本紀の所傳は宣化天皇の崩御を示すもので、書紀は之を繼體天皇に誤り傳へたか、或は元と本紀に之が誤傳されて、書紀は其誤を踏襲したものと考ふべきであると思ふ。

此の如く考察する時は書紀の繼體天皇紀は廿一年で終り、安閑天皇は書紀に徴するに二年間なれば、書紀の繼體天

皇廿二、廿三の兩年と見ることが出来、宣化天皇紀は書紀には四年間あるに拘らず、前掲百濟本紀合葬の史實によりて書紀の繼體廿五年辛亥の崩御とする時は書紀の繼體天皇廿四、廿五の兩年に短縮されることとなる。而して書紀の宣化天皇紀を見るに、第一第二の兩年には記事あれど、第三年には全くなく、第四年は單に崩御の一事のみであるから其所に何等かの誤があるやうに感ぜられて、書紀の繼體天皇紀廿五年間を以て繼體・安閑・宣化三天皇の御宇とすべきものやうに想へる。而して書紀に繼體天皇紀と安閑天皇紀との間に空位二年を置くことも全く錯誤であることが、安閑・宣化兩帝の崩年及其治年より明瞭となつた。されば次の欽明天皇は正に書紀の安閑天皇即位前紀元年壬子を元年として天下を治らしめすことになる。これ果して史實に復原するものであらうか。この年紀繰上げの正しかるべき微證としては、上掲の外更に書紀に見ゆる御父繼體天皇と御子安閑・宣化・欽明三天皇との年齢的關係が之を暗示して居ると思ふ。即ち書紀には父帝の崩御を八十二歳とし、安閑帝七十歳、宣化帝七十三歳の何れも崩御と記して居る。これによれば安閑天皇は御父繼體天皇の十六歳、宣化天皇は同じく父帝の十八歳の時の御出誕となる。而して欽明天皇は其實算、紀兩史に見えず、一代要記と皇年代略記は六十三、皇代記・簾中抄・紹運錄・正統錄等には六十二とあるから、假に六十二歳説を採るも、御父繼體天皇七十歳の御出誕となる。されば安閑・宣化兩帝の御出生は父帝餘りに御若年に失し、欽明帝のそれは反對に餘りに御老年に失するより見るも、此間に紀年の改訂さるべき可能性が潜んで居ることが知れる。殊に欽明天皇即位前紀に收むる宣化四年冬十月宣化帝崩御により皇位繼承の議ありて、欽明天皇は群臣に對し「余幼年淺識未闡政事、山田皇后明關百揆、請就而決」と幼少の故を以て、安閑帝の后を御位にすゝめ給へること見え、欽明帝は御父繼體帝四年六十歳の御出生とせば、當年は正に三十有一歳に當り且つ已に二皇子を有し給へ

るに對し、猶幼少とは言ひ得ないと思ふ。此の如きは欽明天皇以前の年紀が短縮されて、天皇御治世の元年が繰上げらるべきことを最も確實に語つて居る。

上來の考察によつて繼體天皇の治世は書紀の廿一年紀止りに短縮され、次に繼體・安閑兩帝間の空位二年を除き、安閑天皇の治世を繼體紀の廿二、廿三の兩年に繰上げ、次に宣化天皇の治世を繼體紀の廿四、廿五に繰上げて、而かも短縮することの何れも史實に近かるべきことは、前掲の理由によつて明かである。されば國定教科書等に佛敎渡來當時の天皇として出す欽明帝の第一年は、同じく上古の國家編纂にかゝる日本書紀に空位として紀文を闕如せる第一年、即ち繼體天皇崩御の翌年壬子歳に存することとなる。而してこの考が妥當なることは前記の皇位繼承に對し、幼少の故を以て之を辭讓せんとし給へる年齢上の不調和をも調へるから、疑ふべきでないと思ふ。即ち繼體天皇は元年丁亥三月に手白香皇女安閑・宣化兩帝の御母國子姫を皇后に立てられてあるから、欽明帝は早くも翌二年以後の御生誕であらねばならぬ。隨つて幼少説の宣化四年は實算廿四歳以後にあらせらるることとなる。然るに前掲の如く帝は繼體天皇四年の御出生なりせば、更らに二歳を減じ餘程幼少の議あるに近いて來るが、廿二歳決して幼少と見るべきでない。されば繼體天皇紀は其終が短縮されるのみでなく、或は中間に於ても更に縮減さるべきを想像するに足る可能性を持つて居ると思ふ。即ち前掲の如く十一年紀より廿年紀に至る十年間が殆んど空白に近いのは、全く紀年の錯簡より生ぜざる結果ではなからうか。かくて之を假に除去する時は、繼體天皇紀は丁酉十一年を元年として丁未廿一年を第十二年とする十二年間となる。而して其結果として欽明天皇の御即位は十二歳以内となりて、幼少の議あるに最も適するのである。其は何れにもせよ、欽明天皇御治世の期間は書紀にては庚申歲改訂のより辛卯歲同四十年に至る三十二年間なるも、改訂説の壬子歲

書紀の繼體天皇 廿五年の翌年 より起算する時は四十年間となる。これ全く法武帝説に志歸島天皇治天下冊一年とある改訂説の欽明天皇即位の年、即ち宣化天皇崩御の年書紀繼體天皇廿五年より起算するの一致する。

かくの如く日本書紀の年代を改訂する時は、欽明天皇紀第七年改訂前の宣化天皇紀三年が正しく戊午に當り、元興寺伽藍縁起并流記資財帳に佛教渡來の年月を、欽明七年戊午十一月と記載するものに全然一致することとなる。而して是より先、戊午渡來説を傳ふる上宮聖德法武帝説に於ける欽明戊午十二月十二日は、欽明天皇の治世を四十一年と明記するものより逆算して欽明七年の干支を示すことが知れ（但し帝説は先帝崩御の年より欽明天皇の治世に數へて居る）、又三國佛法傳通縁起所引の審祥の記に、恰も元興寺縁起より後、顯戒論所引の護命等の上表文に欽明戊午と記すものが、其原型を保つものと思ふ。

四、渡來の方法形式并に奉渡品目

以上の考察によつて佛教の大和朝廷に入れるは欽明天皇の第七年戊午なること最も信憑するに足るとせねばならぬ。言ふまでもなくこの紀年は佛教公傳のそれであるが、是より先、我が民間に傳へられてあつたことも認むべきである。彼の近年發見された大分の石佛や栃木の太谷寺のそれは、弘仁已前奈良朝時代のものであつて、就中その多分を占むる密教關係のものは弘法大師所傳のものに一致せざるが如き、或は豊前檜本には仁聞菩薩の作と稱する古龜像の存するが如く、全く記録にその造像并に作者名の見えないものが嚴存することは、佛教公傳の以前若くは當時に已に部分的に佛教は傳へられて居たことを示すものと考へられる。されば顯宗天皇三年志賀に於て泥土の僧形を作れるも

の、ありしを傳へ、繼體天皇の御世に佛經の輸入を傳ふるが如きも強ら虚構とすべきでない。あり得べきこと、認むべきである。殊に繼體天皇十六年司馬達等來朝し、草堂を大和高市郡坂田原に結んで本尊を安置し歸依禮拜し、時人之を大唐の神と稱呼せるが如きは、内に史實の認むべきものがあると思ふ。然り而して日本書紀には欽明十三年に先づこと七年、即ち欽明六年九月百濟は丈六佛像を造立して、左記の願文を作つて居る。

蓋聞造丈六佛功德甚大、今敬造、以此功德、願天皇獲勝善之德、天皇所用彌彌移居國俱蒙福祐、又願普天之下一切衆生皆蒙解脫、故造之矣

この造像の趣旨は言ふまでもなく、百濟の聖王が高麗と新羅との間に介在して安全に社稷を維持せん爲に、任那聯邦と議した日本府復建運動に起因するものであるが、特に丈六佛像を造立して日本天皇并に日本の爲に福祐を祈るにあるからには、聖王并に百濟の信仰的發露以外に我國に對する好意を表象せるものと見做さねばならぬ。されば已に我國にも當時佛教の福德が多少知られて居たと考ふべきかと思はれる。之を要するに、佛教は普通に考へられるよりも早く、少くも我が民間には傳へられたもの、やうではあるが、その公渡は欽明七年戊午と定むべきである。

此の如く我佛教は欽明天皇七年戊午に至つて正々堂々と公傳したが、如何なる方法と形式とによつてそれが行はれたかを考へて見よう。先づ史料として最も信憑するに足る戊午説を出す文獻に徴するに、三國佛法傳通縁起所引の審祥の記に單に百濟國とあるを除いて、法武帝説・元興寺縁起及び顯戒論所引の護命等の上表文、何れも百濟國王の渡す所とし、就中法武帝説と元興寺縁起には其名聖明王を出し、加之、帝説には當時佛像と經教と僧とを送つたことが記されて居る。而して戊午説以外の文獻にて同一事實を傳ふるものを檢出するに、日本書紀・扶桑略記・八宗綱要・

一代要記等何れも百濟國聖明王の奉渡する所とし、特に書紀には使者怒喇斯致契の名と上表文を傳へ、略記を除ける三書は共に此時金銅の釋迦像と幡蓋と經論とが渡り、要記は更に彌勒石像をも送つたことが記されて居る。左にこれを圖示して見よう。

| 史料 | 奉渡者 | 使者 | 表 | 佛 | 法 | 僧 | 其他 |
|---------|--------|-------|----|------------|------|---|-----|
| 法王帝說 | 百濟國聖明王 | | | 佛像 | 經教 | | |
| 審詳記 | 百濟國 | | | | | 僧 | |
| 元興寺緣起 | 百濟國聖明王 | | | 太子像 | 說佛起書 | | 灌佛器 |
| 建興寺緣起 | 百濟國主明王 | | | 太子像 | 說佛起 | | 灌佛器 |
| 最勝聊簡略集序 | 百濟國主明王 | | | 佛像 | 經教 | | |
| 護命等上表文 | 百濟王 | | | | | | |
| 日本書紀 | 百濟聖明王 | 怒喇斯致契 | 表文 | 釋迦金銅像 | 經論 | | 幡蓋 |
| 扶桑略記 | 百濟國聖明王 | | | | | | |
| 八宗綱要 | 百濟國聖明王 | | | 金銅釋迦像 | 經論 | | 幡蓋 |
| 一代要記 | 百濟國聖明王 | | | 金銅釋迦像・彌勒石像 | 經論 | | 幡蓋 |

されば此等の文獻史料によつて百濟國聖明王（三國史記に聖王諱明禮、正寧之子也、智識英邁、能斷事、王寧薨繼位、國人稱爲稱王とある）の奉渡する所にかゝることは諸傳一致することが知れる。而して此時にのぞんで法王帝說には佛像・經教・僧を送つて居るが、これは如何にも然るべきことで佛法僧の三寶を整へたものと考へられる。書紀以下に見ゆる幡蓋の如きは佛教を初めて紹介するに、必ずしも必要とするものではなかつたであらう。然れば其佛像

は何像であつたか、又經典聖教は何であつたか、將又僧侶とは何人であつたかは、頗る興味ある問題であるが、明確に之を知ることの出来ないのは遺憾である。今日としては佛像は書紀に見ゆる釋迦金銅像を充つべきで元興寺緣起と建興寺緣起に謂ゆる太子像も之を意味するものであり、又灌佛器を附帶するものも之を示すものであらう。然るに經典聖教に至りては全然捕捉し難いが、獨り元興寺緣起并に建興寺緣起に說佛起書或は說佛起とあるは、想ふに佛本生説にかゝるものと考へられる。されど僧侶に就ては欽明紀十五年二月に「百濟（中略）僧曇惠等九人代僧道深等七人」とあつて貢僧の交替をして居るが、道深等七人來朝のことが前紀に見えないのは、或は法王帝說に見ゆる佛教渡來當時の貢僧ではなきかと想はれる。次に書紀傳ふる所の表讚文を見るに、百濟王より公式に我朝廷へ貢渡した佛教であるから、上表文の存在したことは認むべきであるが、本書以外に之を傳ふるものがない。即ち其文は

是法於諸法中最爲殊勝難解難入、周公孔子尙不能知、此法能生無量無邊福德果報、乃至成辨無上菩提、譬如人懷隨意寶、遂所須用、盡依情、此妙法寶亦復然、祈願依情、無所乏、且夫遠自天竺爰泊三韓、依教奉持、無不尊敬、由是百濟王臣明、謹遣倍臣怒喇斯致契、奉傳帝國、流通畿內、果佛所說我法東流

とあつて、金光明最勝王經を讀んだ者は如來壽量品并に四天王護國品の中に、この國書に酷似する個所を發見するであらう。即ち先づ如來壽量品には、

是時童子、語婆羅門曰、若欲願生三十三天受勝報者、應當至心聽是金光明最勝王經、於諸經中最爲殊勝、難解難入、聲聞獨覺所不能知、此經能生無量無邊福德果報、乃至成辨無上菩提、我今爲汝略說其事

とあつて、諸經中最勝王經が殊に勝れ難解難入で、聲聞獨覺も能く知るを得ない旨が出て居るが、國書の方では諸法の

中にて佛法は殊に勝れて解し難く入り難くて、周公・孔子も能く知るを得ないと記してある。而して四天王護國品には「如人室有妙寶篋、隨所受用悉從心、最勝王經亦復然、福德隨心無所乏」の長行頌に次で「爾時四天王聞是頌已、歡喜踴躍、白佛言、世尊我從昔來、未曾得聞、如是甚深微妙之法、必生悲喜」とある。想ふに表讚は金光明最勝王經に據つて作製されたものと見るべきではなからうか。果して然りとせば、茲に疑問が生ずる。何となれば金光明最勝王經は開元釋教錄・貞元釋教錄等に據るに、唐中宗二十年十月義淨の翻譯に成るものであつて、欽明七年戊午歲佛敎公渡より以後百六十五年に當るから聖明王が本經を見るべき筈がない。されば或はこの表讚は後人の偽作にかゝるものかと思はれる。しかのみならず文中、佛法東流の事實が佛説にある旨を出して居るが、これは前述の如く大般若經のそれを指したものと考へられる。然るに同經は大慈恩寺三藏法師傳・大唐內典錄・續高僧傳・開元釋教錄等に據るに、唐高宗三年玄奘の譯出であつて、我が佛敎渡來以後百二十五年に當るから、恐らく此表讚文は最勝王經譯出の文武天皇大寶三年以後、日本書紀撰進の養老四年以前に作られたものであらう。

五、崇佛可否の論議と朝臣の爭權を中心とする時期の大觀

一 欽明天皇御代の概観

欽明天皇七（書紀十三）年十月、百濟の聖明王、佛敎を我邦に傳ふるや、天皇は之を聞召して踴躍歡喜し、使者怒唎斯致契に詔して「朕、昔より來、未だ曾て是の如き微妙の法を聞くことを得ず、然れど朕、自ら決むまじ」と、先づ大御心の中には忽ち信の光を宿らせられたが、國父としては毫も獨裁あらせられず、専ら臣子へ諮詢あらせられ

た。即ち群臣に歷問して宜く「西藩の獻れる佛の相貌端嚴し、全ら未だ曾つて看ず、禮ふ可しや以不や」と、茲に上御一人の信仰を外にして國家としての崇佛の可否を延議に附せられたのである。かくて時の大臣蘇我稻目は「西藩の諸國、一に皆な之を禮ふ、豊秋日本、豈に獨り背かむや」と奏したが、大連物部尾興と中臣連鎌子とは「我が國家、天下に王とまします、恒に天地社稷の百あまり八十神を以て、春夏秋冬に祭拜たまふことを事と爲す、方今改めて藩神を拜ひたまはむこと、恐らくは國の神の怒を致したまはむことを」と奉答した。茲に於てか延議は俄然崇佛と排佛との二論を分つことゝなつたのである。蘇我氏が専ら國際的論據を以つて崇佛論を主張したのは、大臣として正に然るべき態度と思ふ。殊に打續く對韓政策の失敗に歸せる當今として、最も機宜に適した政見と見做さねばならぬ。然るに中臣氏は又字が示す如く、祖先の天兒屋根尊以來祭祀を掌つて、神人を中和して居る環境からしても、かゝる抗議を試みるのは一應然るべきことであるが、大連の物部氏が同じ意見を抱懷したことには何等かの理由が伏在するものと見なくてはならぬ。想ふに臣姓を統轄する大臣と連姓を統轄する大連とは、併びて天下の大政を司つては居たがかゝる二大勢力が同一なる廟堂に永く合體して一個の指針を與へることは極めて至難であつて、何時かは分裂爭權の事あるに至るのが世相の一般である。加之、これを朔つて兩氏爭權の由來するところの久しきを探求するに、元と蘇我氏は實に大臣の始武内宿禰に發する功臣であつたが、其子孫に至つては高名あらず、物部氏に壓せられて昔日の威容を保つことが出来なかつた。然るに宿禰より四代を経て稻目の代に至り、再起して宣化朝の大臣となり、尋で其女堅鹽媛と小姉君の姉妹を同じく欽明天皇の妃に納れ（前者は七男六女を擧げ、中に後の推古天皇豐御食炊屋姫尊あり、又後者は四男一女を擧げて、中に後の崇峻天皇泊瀬部皇子あり）て以來、外戚の威信を以つて祖先の嘗つて有し

た名譽と特權を再び獲得して、其の勢物部氏の上にあることゝなつた。而して大伴氏はこの間に多く大連として物部氏と對立し、恰も宣化天皇の御世には大臣蘇我稻目、大連大伴金村、同物部廉鹿火の三者が相並んで廟堂に立つたのである。加之、蘇我物部兩氏は思想的にも異見を有し、前者は新文明を採つて外來文化に對する襟度を持つたに對して、後者は常に保守的傾向を有した。従つて中臣氏の如き國粹論者は、物部氏の消極的政策を徳として専ら彼れに與したのである。この思想的懸隔は遠く氏族の相違の本源に遡ることが出来る。即ち一は天孫降臨に従つた神々の後裔たる神別であり、他は神武天皇以來天皇の末孫たる皇別であつて、蘇我氏は皇別、物部氏は神別を各代表して、氏族政治の廟堂に立つたから、蘇我氏が進歩主義をとり物部氏が保守主義となつたのは自然の勢である。轉じて當時の對韓政策を見るに、新羅に結ばんとするものと百濟に與せんとするものとの二派に分れて、前者は物部、中臣兩氏、後者は蘇我、大伴二氏によつて對立せらるゝ所であつた。されば會々百濟より傳來せる佛教の容否に就ても、兩派の確裁を見るに至つたことは、むしろ當然とすべきであらう。就中、欽明九(書紀元)年難波の祝律宮に於て、天皇より新羅の專横に對する懲服策に就て廷臣に諮詢ありし時、尾輿は直ちに難攻論を唱へ、且つ大伴金村を前にし彼を指名して、繼體天皇六年百濟に對し上哆喇・下哆喇・娑陀・牟婁の四縣割讓の彼れの失政が、爾來新羅の恨を買つて今日あらしめたことを力説して居ることを背景として佛教渡來の當時を見るに、恰も金村の子狹手彦が任那を鎮めて百濟を救へる時代にして、恐らく狹手彦はこの佛教輸入には關與したものと考へられるから、尾輿等が之を忌避したことは又想像に難くない。蓋し此等の對立争權の關係が延いて崇佛、排佛の二論となつて、兩黨の軋轢を一層劇化したのである。

然るに天皇はこの紛議に對し、頗る賢明なる勅裁あらせられた。天皇は寸毫もこの論争を批判あらせられず「宜しく請願人稻目宿彌に付けて試に禮せしめよ」と仰せられたので、蘇我氏は跪受欣悦して佛像を小懸田の家に安置し、懇ろに出世の業を修めて因とし、尋で向原の家を淨捨して寺とした。此等は日本書紀に見ゆる所であつて、小懸田は推古天皇已降持統天皇に至る一百年間の帝都たりし飛鳥京の地にして、今の奈良縣高市郡飛鳥村はその遺名である。而して初めて寺を設けた向原は同じく飛鳥村大字豊浦に廣源寺ありて舊くは向原に作り、現に創建當時より餘りに多く降らぬ、奈良朝の舊物と信すべき五尺餘の塔婆心礎の遺つて居る點から見ても、これが向原寺の遺跡たること疑ふべきでないから、小懸田と向原とは同じ飛鳥村にあつて、兩地殆ど隣接する一境と見てよいと思ふ。書紀はこの兩地に蘇我氏の家のありしことを示して居るが、元興寺伽藍緣起并流記資財帳には

時天皇受而諸臣等告、此自他國送度之物、可用耶不用耶、善計可白衆告支、時餘臣等白、我等國者、天社國社、(前)一百八十神一所禮奉、我等國神御心恐故、他國神不可禮拜、白岐、但蘇我大臣稻目宿彌獨白、他國爲貴物者、我等國亦爲貴可宜白岐、爾時天皇即大臣告、何處置可禮、大臣白、大々王後宮分奉禮流家定資可宜白岐、時天皇召大々王告、汝牟原後宮寺我欲爲他國神宮也、時大々王白、大佛心依佐賀利率白岐、時其殿坐而禮始、然後、百濟人、高麗人、漢人、弘少々爲修行在岐

とあつて、書紀に謂ゆる向原の家は欽明天皇の皇女豐御食炊屋姫の宮殿となつて居る。皇女は稻目の女堅鹽媛の所生であつて、後の推古天皇であるから、蓋し便宜上宮殿向原宮と小懸田の家とを交換したもので、これは推古天皇を小懸田天皇と稱する點よりも首肯されると思ふ。

かくて佛教は一旦大和朝廷に公傳したが、朝臣の抗争を斥けて私人に付し、たゞ信教の自由を默認したものと見るべきであらう。而して又、向原の佛殿は公認された私設寺院の濫觴と見る事が出来る。此の如きは我が官憲が宗教に對する態度の第一歩を示すものとして注意すべきことと思ふ。

然るにその後、元興寺緣起によれば一年を距て、國中に疫病流行して人民死するもの多く、長く繼續して終熄しなかつた。茲に於てか排佛論の頭目物部尾興と中臣鎌子とは忽ち之を利用して「昔日、臣が計を須るたまはずして、斯の病死を致せり、今遠からずして復らば必ず當に慶あるべし、宜しく早かに投げ棄て、懃ろに後の福を求めたまへ」と上奏し、疫病の蔓延を瀆神崇拜の罪に轉嫁せしめたのである。されば元興寺緣起には蘇我稻目は反つて「他國神不禮拜罪也」と抗辯せること見ゆるも、國を擧げての流行病は、彼の權勢を以つてしても如何ともすることが出来なかつた。天皇は止むなく「奏す依に」と排佛を御裁可になつたのである。されど天皇と蘇我氏との内部信仰は更らに動搖しなかつたことが元興寺緣起に見えて居る。即ち「時大臣、久念而白、外狀餘臣等隨在、内心他國神、不捨白、時天王告、我亦如是告」と。想ふに欽明天皇は佛法を信じ給へる最初の天皇にあらせらる。かくて書紀は排佛の實行運動として「有司、乃ち佛像を以て難波の堀江に流し棄つ、復た火を伽藍に縱く、燒き盡きて更に餘り無し、是れ風雲無くして、忽ち大殿に災あり」と記し、皇室恩賜の由緒ある向原の佛殿は全燒し百濟傳來の佛像は難波の堀江に流棄られて、排佛の魔の手は徹底的に敢行されたことになつて居る。然るに元興寺緣起にかゝる暴擧の全く見えぬのは何うしたことであらうか。加之、同書には稻目薨後における第二次排佛に當つてさへ、向原寺は元と後宮なるの故を以て燒却せしめなかつたことが出でて居るから、書紀の記載には何等かの錯謬があると考へたい。想ふに當時稻目の

勢力より見るも、其經營にかゝる寺、殊に皇女の後宮を淨捨せるものに對し、燒却の勅許のあるべきは餘りに實際に遠ざかるものではなからうか。然り而してこの第一次排佛の影響の大ならざりしことは、欽明紀十五年二月の條に、百濟より再び曇慧等九人の僧を受けて先に來朝せる僧道深等七名に代ること見え、又姓氏録には左記の如く欽明天皇の御世に、吳の國王照淵の流を汲む和藥使主が、我が遣使大伴佐比古に隨つて、佛典其他計百六十四卷并に佛像一軀を將來せる事實に徴し、排佛は一時の波亂に過ぎずして、大勢としては漸次世に流布するに至つたものと觀察することが出来ると思ふ。

和藥使主

出_レ自_二吳國主照淵智聽_一也、欽明天皇御世隨_二使大伴佐比古_一持_二内外典藥書明堂圖等百六十四卷、佛像一軀、伎樂調度一具等入朝、男善那使主、孝德天皇御世、依_レ獻_二牛乳_一賜_二姓和藥使主_一奉_レ度_二本方書一百卅卷、明堂圖一、藥臼一及伎樂一具、今在大寺也

然れども論議は已に佛教そのもの、可否にあらずして、遇々朝臣の爭權の具に供せられるのであつたから、かゝる法難は決して今後も終熄し得ないことが想像される。さればこの排佛に傾ける年より三十餘年を経たる欽明三十九(書紀卅一)年に至つて、稻目病に罹り已に危篤に瀕するや、彼は女堅鹽媛の所生なる池邊皇子(後の用明天皇)と豐御食炊屋姫(後の敏達天皇々后にして又推古天皇)とを枕頭に招きて、左記の遺言をしたことが元興寺緣起に見えて居る。但し本書には己丑(欽明卅八)年の薨去と傳へて居る。

然後經_二卅餘年_一、稻目大臣得_レ病望_レ危、時池邊皇子、與_二大々王_一二柱前後言白、應_レ修行佛法、我白依_レ而天皇修行賜也、

然餘臣等猶將滅捨計故、氏爲佛神宮官奉之、牟久原後宮者滅奉とも、物主大命任、但天皇與我同心、皇子等亦底同心、終佛法莫忌捨、白、爾時大々王者日並田、皇子之嫡后坐、池邊皇子者、他田皇子即次坐、以是後言白、これ蓋し、稻目がおもひを今世の佛教興隆に残してこの世を去つたものである。

果せる哉稻目の薨後、反對黨はその虚に乗じて佛殿を焼き佛像を難波の堀江に流却せしこと、古事記及び日本書紀の成立以前に作られた上宮聖德法王帝説に見えて居る。即ち

庚寅年燒滅佛殿、佛像流却於難波堀江。

然るに日本書紀にはこの史實を傳へないが、元興寺縁起には

然豆巳丑年、稻目大臣薨已後、餘臣等共計豆庚寅年燒切堂舍、佛像經教流於難波江也、時二柱皇子等言、此殿者不佛神宮、借坐在可曾、此大々王之後宮曾と告不令燒切也、但不得堅惜太子像出豆灌佛、並者隱藏不出、今此元興寺在、此是也

と詳細に記載して、先に祖父稻目から遺囑され給ひし池邊皇子と炊屋姫とが、この法難に臨んで向原の佛殿は佛寺にあらずして、炊屋姫の宮殿を一時貸したに過ぎないことを主張して其焼却を免れ、百濟奉渡の釋迦金銅像も全きを得、現に天平時代元興寺に襲藏すと傳へて居る。さればこの第二次排佛も餘り多くの効を收めなかつたやうに想察される。因に難波の堀江とは普通に解釋すれば、攝津難波の津港を指すものと見るべきであるが、寺を大和で焼ながら特に佛像だけを攝津の難波津に棄つべき理由はないと思ふ。或史家は焼却された寺を難波は外客の集る所なれば其等の爲に建立されたる寺ならむと想定して、此難を斥けむとしたが、これも俄に首肯し難い。むしろ左記の如く太子傳玉

林抄卷四に豊浦寺（櫻井寺の後稱）東門前の飛鳥川に入江があつて、其廣大なる故を以つて當時難波江に比し、かく呼んだものと辯じてある方が實際に近いやうに感ぜられる。

一、傳云、難波堀江、文、裏書云、難波、名字、始事、見、日本記第三卷、神武天皇四十九歲、戊午春二月十一日、爲、天平天下、皇師往、東、軸、艦、接、正、至、難波崎、會、弁波太疾、名、浪連國、也、私云浪花、されば今云、堀江者、豊浦寺東是也、以、彼堀江、擬、難波浦、故得、其名、也、彼堀江、欽明天皇十三年、物部大連尾與、滅、蘇我、大臣稻目、佛像之時、流、棄、難波堀江、云々、而妙安、寺前池、即彼堀江者誤也、云々

此橋抄勘文也、此趣未、被、正文勘出、此文難波之浦、勘文こそあれ、更難波、堀江、勘文あらず、恐、いまた御存知なき歟、訓海私、難波、堀江、文勘、出、左、云々

私云、古事記云、仁德天皇段、難波堀江堀見たり、これは津國難波也、今、御本尊、沉奉、難波、堀江、豊浦寺そは在之、其由來難、知

然るに元興寺縁起によれば、その後復國內に疫病、旱魃、大雨、神火等の災禍打續きし爲に、欽明天皇は宸襟を腦ませ給ひて終に病を得、危篤に至らせ給ふに及び、池邊皇子と豊御食炊屋姫を召して、

然後辛卯年神心増益、國內病死人多在、大旱不雨、又從、天雨、大雨、後終、大官神大出燒、天皇卒、驚愕、即得、病、望、於、危、時、召、下、池邊皇子與、大々王、二柱、告、佛神者恐者ニテアリケリ、大父後言莫、忘、慎々、佛神、不、可、憎、捨、大々王之其、牟久原後宮者、更無、望、心、終、奉、於、佛、共、莫、取、爲、自物、其代者耳、元官氣辨田既得、爲、後宮、告、

即ちこの災禍を排佛の罰とし、稻目の遺言を嚴守して佛を崇拜し、豊御食炊屋姫の宮殿向原宮は既にその代の宮も在

ることなれば、永へに佛殿に充て、敢へて之に私心を挟まざることを命ぜられて崩御あらせられた。恰もこれ第二次排佛の翌年に當る。

二 敏達天皇御代の概観

かくて敏達天皇即位あらせられ、異母妹豐御食炊屋姫を以つて立后あらせられた。而して三年には皇弟池邊皇子は妃穴穗部間人皇女との間に厩戸皇子、即ち日本佛教の開祖と謂ふべき我が聖徳太子は出現あらせられて（法王帝説）、そこに佛教興隆の曙光を認むることとなつた。越えて六年十一月には百濟の遣使大別王と小黒吉子の歸朝に當つて、百濟王は經論若干卷並に律師、禪師、比丘尼、咒禁師、造佛工、造寺工の六人を獻じた。而して「遂安置大別王寺」（書紀）とあるから、大別王の宮殿は恰も欽明朝に向原宮を寺に充てし如く、これを納れて寺觀を成したもののやうである。次で八年十月には新羅柁叱政奈末を遣し、進調に附して佛像を送り、越えて十二年七月には百濟より日羅が渡つて居る（書紀）。而して又、年時不詳なれど御治世中に和泉の海中より楠の靈木を得て、直水田をして佛菩薩三軀の像を作らしめ、これを豐浦堂に安置（靈異記）せしが如き、何れも我國が當時徐々として隣邦より齎せる佛教文化に浴しつゝあつたことを示すものであらう。されば是より先、七年豐聰王子（厩戸皇子）の奏言によつて、天下に詔して毎月六齋日に放生せしむること（元亨釋書）は、當時四五歳に過ぎざる皇子の奏すべきにあらざれば俄に信じ難しとするも、そこに何等か自發的佛教運動の生起すべき機運に向つて居たことは承認せねばならぬ。即ち元興寺縁起には十年に至つて、皇后が天皇に

辛丑年、他田天皇大前大后大王白、先己廿年大父祖大後言、佛法莫_レ捨會と、如_レ是後言受在、然庚寅年依_レ

佛法諫_レ止、故哩侍岐、又辛卯年父天皇後言承在也、池皇子與_レ我二人召告宣佛法不可_レ捨也、又大々王者、其牟原後宮者無_レ更望心、終奉_レ於佛神、莫_レ取_レ爲_レ自物、告宣、如_レ是二時後言承在、然依_レ佛法諫_レ止、故十餘年之間哩侍白と仰せられし如く、炊屋姫皇后は御父欽明天皇の三十八年に祖父蘇我稻目の致せる遺言と、翌年父天皇の御遺告ありしも、稻目薨後の欽明天皇三十九年度の排佛以來、その興隆を見ざるを深く憾ませ給へるより見れば、未だ時代は佛教紹隆の中心人物を得ずしてその伸張を見なかつたものと想察することが出来よう。然るに當年に及んで炊屋姫皇后は天皇より「猶今時臣等無_レ等心、故若欲_レ爲_レ事、竊々可行」との聽許を得て、翌十一年共に遺告を聞かせ給へる皇弟池邊皇子と相謀りて、向原宮を櫻井に移し、翌十二年櫻井道場を建設して佛教興隆に邁進あらせられたのである。即ち同縁起に

壬寅年、大后大々王與_レ池邊皇子二柱同心天、牟久原殿、楷井、癸卯始作_レ櫻井、道場、灌頂佛之器隱藏

とある。而して是藏稻目の子馬子は、占卜に依り父稻目の崇敬した佛の祟なることを知りて、佛法の興隆を發願するに至つた。元興寺縁起には「然後癸卯稻目大臣子馬古宿彌得_レ豆國內夫策卜問、時言是父世詞_レ神心也、時大臣恐懼而願_レ弘_レ佛法」とあつて、その動機不明なれども、日本書紀には「蘇我大臣患疾、問_レ於卜者」とあるから、病氣の爲に卜占せしめたことが知れる。但し書紀の記事は敏達十四年二月辛亥の條に見ゆるも、書紀には是より先、十三年九月及び十四年二月壬寅日佛教興行の史實あれば、恐らく十二年の事が錯簡したものと考定すべきであらう。かくて馬子は書紀によるに、子弟を遣してこの占狀を奏するや、天皇は詔して「宜しく卜者の言に依りて父の神を崇祠ふべし」と命ぜられた。

然るに翌年九月百濟より二人の歸朝者ありて、鹿深臣は彌勒の石像一軀をもたらし、佐伯連は佛像一軀を將來した。馬子は直ちにその佛像二軀を請受けて之に奉仕すべき修行者を求めんとして、鞍部村主司馬達等と池邊直水田を諸方に派遣して訪索せしめた（この事實から見ても前に出す日羅の來朝は是より先十二年の來朝とは信ぜられない）。かくて播磨國に還俗僧にして高麗惠便（當時來朝の鮮僧は恐らく生計上に還俗せねばならぬ經濟的位置にあつたもので、以て其頃の佛教信仰の程度が想像される）と名くる者を得たから、馬子は彼を師として司馬達等の女鳥を度せしめ善信尼と稱した。尼は年齢僅に十有一歳にして實に本邦出家の始は女性であつたのである。加之、善信尼の弟子として二人を度し、一は漢人夜苦の女豊女にして名を禪藏尼といひ、他は錦織壺の女石女にして惠善尼と號し、何れも歸化人の出であつた。馬子はこの三尼を崇敬して氷田直と達等に付し、衣食を供給せしめて其生活を保證し、佛殿を自宅の東方に經營して、彌勒の石像を安置し、三尼を屈請して佛事を修した。然るにこの時、達等は齋食の上に舍利を感得するの奇蹟を得て、馬子宿彌、池邊水田、司馬達等は愈々佛法を尊信して修行を懈怠せず、馬子は石川の宅に佛殿を修作したのである。以上は書紀に見ゆる所にして編者は「佛法之初自茲而作」と評結して居る。この所傳を元興寺伽藍緣起并流記資財帳に檢するに、馬子の惠便を得たるは卜占に恐懼して直ちに出家を求めしものにて、還俗の男僧惠便の他に尼僧法明を得て、善信尼等三女は法明に就て受學出家したことが知れる。即ち

求可出家一人、上都无應者、但是時鉢間國有脫衣高麗老比丘名惠便與老比丘尼名法明、時按師首達等女斯末賣、年十七在、阿野師保斯女等已賣、錦師都瓶善女伊志賣、合三女等、就法明受學佛法、在、俱白、我等爲出家、雜受學佛法、白、大臣即喜令出家。鳥賣ハ法名善信、等已賣ハ法名禪藏、伊志賣ハ法名惠便

而して又、書紀は専ら馬子の信仰と其佛殿經營を記して三尼の住坊を示さなかつたが、元興寺緣起には左記の如く、皇后豐御食炊屋姫と皇弟池邊皇子は歡喜あらせられて三尼を櫻井道場に住せしめ、又甲賀（鹿深）臣將來の彌勒石像を三尼に附して供養禮拜せしめられたことが見えて居る。

爾時大臣、大々王、池邊皇子二柱歡喜、請櫻井道場令住、次甲賀臣從百濟持度來石彌勒菩薩像、三柱尼等、持家口供養禮拜

されば鹿深臣將來の彌勒石像は一は馬子の石川邸の東方に佛殿を經營して安置すと云ひ、他は櫻井道場に奉安すと云ふは疑ふべきに似たれども、馬子の邸宅は石川に在りしこと前記書紀の明文あれど、櫻井は其東方に當るより見れば櫻井道場に近接したものと想はれる。而して其後海石榴市に禁錮された三尼の保釋を請ひて迎へ入れた寺は、實に櫻井寺であつたことが書紀の下文に見ゆることから考へても、この想像に誤はないであらう。又櫻井は豊浦の地にあつた井名であつて續紀に寶龜元年白壁王登極前に流行したる下記の童謡ありて、その位置葛城寺の前、豊浦寺の西にある井であつたことが知れる。但し日本善惡現報靈異記にも之を徵すべき歌調を傳へて居る。

葛城寺乃前ナル也、豊浦寺乃西在也、於志止度、刀志止度、櫻井爾、白壁之豆久也、好壁之豆久也、於志止度、刀志止度、然爲波、國曾昌由流也、吾家良曾昌由流也、於志止度、刀志止度

而して高市郡飛鳥村豊浦は現に馬子の邸宅ありて、石川の遺名なる高市郡白樺村大字石川の東にあるに思合して疑ふべきでない。然るに櫻井道場は元と向原宮を櫻井に移したものであることは元興寺緣起に明かなるに、書紀はかの向原寺を稻目が向原の家を淨捨して寺と爲すと見て居るから、石川の宅東と記して恰も私邸の範圍内の如くに讀まる、

のである。かくて翌十四年二月十五日に至り、馬子は大野丘の北に塔を起立して大齋會を營み、先に司馬達等感得の舍利を塔の柱頭に藏置した(書紀)が、その地所を元興寺緣起は「止由良佐岐」とありて、櫻井寺を象る櫻井のあつた豊浦であるから、この塔は馬子石川邸の東にあつた櫻井寺の一部増設と見るべきではなからうか。而して現に石川に隣接せる同村和田に屬して塔之田たののと稱する田圃はその遺趾と見るべきであらう。

此の如く當今天皇の後、皇弟、大臣等の佛教信仰によつて、我が佛教は興隆の機運頓みに萌し、佛像經典の輸入、僧尼、呪禁師、佛工、寺工等の來朝ありて、向原宮に發祥した櫻井寺は將に寺觀を整ふることゝなつた。茲に於てか書紀の編者は塔の増設を見ない以前已に「佛法之初自茲而作」と論斷したのである。この論斷に立脚して石川精舍を以つて元興寺とする學説を持する史家あれど、私は法王帝説より見て元興寺は推古朝創立と考へて居る。但し今謂ふ所の石川精舍とは馬子の石川邸の東方に位する石川邸内の蘇我家の佛殿である。書紀に、佛法の初これより作ると言へるは、必ずしも石川宅東にある石川邸内の佛殿修治を以て此の如く評したのでなく、第二次排佛以後に於ける佛教興隆の全體からの斷定であると思ふ。さればこの間排佛黨は何等魔手を延すことが出来なかつたやうである。

然るに嘗つて佛法排斥に利用された疫病の流行は、この佛教興隆の嘉運に臨んで猖獗を極むることゝなつた。言ふまでもなく流行病は何等佛教の崇敬や排斥に關らざる全く別個の結果であるが、排佛黨はこれを好機として物部弓削守屋大連と中臣勝海大夫とに相議して「何の故にか肯て臣が言を用ゐたまはぬ、考天皇より陛下に及びて疫疾流く行はれて、國の民絶える可し、豈に専ら蘇我臣が興おこに佛法を行ふに由るに非ずや」と上奏した。そこで天皇は「灼然あつちなり、宜しく佛法を斷めよ」と詔せられた(書紀)。此の如き奏言によりて排佛毀釋の行はるべき論據は、到底今日の思

想を以て考へることは出来ないが、當時の文化状態は、灼然として排佛の詔書を喚發せしむるのであつた。況んや「國民可絶」の大流行に際會しては一とたまりもなかつたものと想察される。かくて其の月の三十日に守屋大連は自ら櫻井寺に至つて胡床に踞坐して、其の塔を倒壊し、佛像佛殿と共に焼却し、更らに其の焼餘の佛像を取りて難波の堀江に棄てしめたのである。是日は雲なくして風吹き且つ雨天であつたから、守屋は雨具を着、馬子宿彌及び彼に従つて佛法を行つた門侶等を訶責して毀辱せん考を以て、先づ佐伯連御室一名を於閭かどと云ふ者を遣して、馬子の歸依する善信尼等三尼を召換することゝなつた。馬子は已に此の擧が詔に出づるからには毫も命に違はず、たゞ惻み愴き啼泣しつゝ、尼等を御室に交付することにした。かくて有司は尼等の三衣を奪つて海石榴市の亭に於て楚撻せたつの刑に處して禁錮するに至つたのである。海石榴市は今の磯城郡三輪町大字金屋にあつた萬葉集に謂ふ八十の衢を成せる繁華な市場であつて、排佛の暴擧を現實に誇示せん爲に故意に此地が選ばれたものであらう。さればこの書紀の文を一讀する時、先づ櫻井寺は塔と共に焼亡したやうに従來考へられて居るが、元興寺緣起には、

爾時櫻井道場者、太后大々王命、以莫レ犯也、我後宮告而不レ令レ燒

とある如く、炊屋姫の宮殿を移せる櫻井寺は燒くことを得なかつたことから見ても、馬子建立の塔を燒拂つたに過ぎないことが想像される。而して書紀には「或本云」として、

物部弓削守屋大連、三輪逆君、中臣磐余連、俱謀滅佛法レ欲レ燒レ寺塔レ并棄レ佛像レ馬子宿彌諍而不レ從

と註するより見るも、元興寺緣起の所説が正しいやうである。然るに當時天皇は任那の日本府を復興せんとして坂田耳子君を使として派遣せんとされたが、偶々天皇并に守屋俄かに瘡を患ませられた爲にこれを果遂せず、橘豊日皇子

に詔して「考天皇の勅に違ふべからず、任那の政を勤修べし」と。而して發瘡の爲に死する者國內に充滿し、患者は「身焼かれ打れ摧かるゝが如し」と啼泣しつゝ死に就くと云ふ状態で、時人は竊に「是れ佛像を焼きまつれる罪か」と語り合つて其祟を恐れたのである。かくて夏も終の六月に入つて馬子宿彌は「臣の疾病、今に至りて未だ癒えず、三寶の力を蒙らずば救ふべきこと難し」と奏上した。茲に於て天皇は馬子に詔して「汝、獨り佛法を行ふべし、宜しく餘人を斷めよ」と警めて、海石榴市に禁錮せる善信尼以下三尼を釋放して馬子に還付さるゝことゝなつた。馬子は三尼を受けて歡悦し未曾有と嘆じて三尼を頂禮し、新に精舎を營んで迎へ入れ供養したとある。

かくて八月に入り敏達天皇は遂に病重らせ給ひて月半の十五日に崩御あらせられたから、殯宮を廣瀬(大和廣瀬郡)に立て三輪逆は準人を使つて之を護衛するの任に當つた。その時大臣蘇我馬子と大連物部守屋とは共に諛詞を述べて居るが、守屋は馬子の佩刀姿を見て「獵箭中へる雀鳥の如し」と冷笑し、又馬子は守屋の手足を震はしたのを笑つて「鈴を懸く可し」と酬ひて居る。日本書紀の編者は「由是二臣微生怨恨」と記すが如く、もはや蘇我、物部兩氏の争權は思想政見の域を脱して全く怨恨の表現と化しつゝある事實は、恰もこの兒戯に等しい應酬の言葉がよく表象して居ると思ふ。かくて兩氏は愈々怨恨を重ねること深く争權は具體化せんとした。加之、穴穗部皇子は皇位に望をかけ給ひ、諸臣の殯宮にのみ集れるを見て憤つて「何の故に死王の庭に事へまつりて、生王の所に事へざる」かと、恰も生王を以て自らに擬せられた。茲に於てか、朝臣の争亂は皇位繼承問題を背景として、益々紛擾を極むることゝなつたのである。されば此所で一應皇室の御關係を回顧して、然る後に争亂の模様を跡づけて見たいと思ふ。欽明天皇は宣化天皇の第一皇女石姫を后とし、敏達天皇外一皇子一皇女を挙げ給ひしが、他に同じく宣化天皇の第三皇女稚

稜姫と第四皇女日影姫とを納れて妃とし、各々一皇子を挙げ、更らに三嬪を納れさせられて、其中の二人は何れも蘇我稻目の女にして、姉を堅鹽媛と稱し用明天皇外六皇子に推古天皇外五皇女を挙げ、妹を小姉君と云ひ、皇位を望まれし穴穗部皇子と崇峻天皇外三皇子、并に用明天皇の后にして聖德太子の御母なりし穴穗部皇女を挙げて居る。而して残る一嬪は春日日振の女で、皇子女各一を擧ぐ。次に敏達天皇には二后ありて、先づ息長眞手王女廣姫の御腹には舒明天皇の御父押坂彦人大兄皇子外一皇女あり、又欽明天皇の皇女にして後の推古天皇炊屋姫には三皇子五皇女を擧げさせられた。更らに二嬪を納れて、春日仲君の女老女子姫は三皇子一皇女、伊勢大鹿首小熊の女菟名子媛は三皇女を擧げて居る。次に用明天皇は欽明天皇の皇女にして小姉君の所生なる穴穗部間人を后とし、既戸皇子外三皇子あり、又葛城直盤村の女廣子を妃として皇子女各一人を擧げ、更らに稻目の女石寸名媛を嬪として一皇子を得させられて居る。

三 用明天皇御代の概観

敏達天皇は欽明天皇と石姫皇后との間に生れさせ給ひ、欽明天皇の崩御後、皇后廣姫は四年に入内あらせられて、天皇は十四年に崩御あらせられしより推算すれば、押坂彦人大兄皇子は未だ幼少にして天下を治しめすことを得ざりしにや、茲に繼嗣の鬭争を起すことゝなつた。大臣蘇我馬子は廣姫の崩後皇后冊立あらせられて敏達天皇の異母、後の推古天皇たりし炊屋姫は父稻目の女堅鹽媛の所生なるにより、之と相謀つて同じく其所生なる長兄大兄皇子(稱豊日)を立てんとした。而して又、大連物部守屋は同じく皇弟にして稻目の女小姉君の所生なる穴穗部皇子の皇位に望あると結んで對抗することゝなつたのである。即ち此の争は母を異にする兄弟が皇位を競望されたものであるが、已に先帝皇后

の御意志定るの上は穴穂部皇子のそれは御異志と云ふべく、守屋は巧みに之を利用して蘇我氏との年來の争權の具にしたものと見るべきであらう。然り而して大兄皇子即位し給ひて用明天皇となり給ふに及び、穴穂部皇子は不満に堪えず先帝の殯宮に至り太后に逢はんとせられたが、三輪逆は宮門を閉鎖して入ることを許さなかつた。されば皇子は其の非禮を怒つて馬子と守屋に告げ、彼れを除くを名として守屋と共に兵を率ひ皇居を圍む。逆は遁れて三諸山に隠れ、又走つて大后の別宮海石榴市宮に入りしが、遂に守屋の爲に進撃され斬殺されたのである。但し書紀の一本には皇子自ら行つて射殺したとも傳へて居る。何れが眞であるか知る由もないが、此の時大臣馬子はかくては「天下の亂は久しからじ」と嘆息したに對し、大連は「汝小臣の識らざる所なり」と空うそぶいて居る。

かくて年は明け四月二日新嘗祭を幣余河上に行はせられた日、天皇は御發病あらせられて還幸になり、詔して「朕三寶に歸らむと思ふ卿等議れ」と群臣の意見を徴された。守屋、勝海の兩人は各其の父等が佛教渡來の當時主張した如く「何んぞ國の神に背いて他神を敬はむや、由來斯の如き事を識らず」と述べ、天意に背いて之を不可としたが、馬子は「詔の隨に助け奉るべし、誰か異計を生さむ」と、遂に豐國法師を内裏に引き入れた。これ實に僧侶の宮中に入るの最初である。されば守屋は大に之を怒つた。加之、此時守屋は群臣の己を謀る者あるを密告されて、阿都の別業に退いて衆を聚めた。中臣勝海も亦自家に衆を集めて彼を助けんとしたが、到底事の濟し難きを知つて、遂に廣姫皇后の御所生なる彥人皇子に身を寄せたが舍人迹見赤樹の爲に殺された。されば守屋は全く孤立無援の位置に立つこととなつたのである。彼は特使を馬子に遣して群臣が我を謀ると聞いたから、別業に退いたと辯疏したが、馬子は毫も油断せず使を大伴毗羅夫の所に遣して具に守屋の語を述べしむるに及んで、毗羅夫は武装して馬子の槻曲家を守護し

た。然るに天皇の御病は益々重らせられ、司馬達等の子多須那の「天皇の奉爲に出家して道を脩はむ、又、丈六の佛像及び寺を造り奉らむ」と云ふ進奏に慰められ給ひつゝ、四月遂に崩御あらせられた。茲に於てか復々皇位繼承の争を起すこととなつたのである。因に多須那は後出家して德齊と改め、造立の丈六佛像は書紀編纂の當時、彼れの創立した南淵の坂田寺に現存したことは、文に「今南淵坂田寺本文丈六佛像挾持菩薩是也」とあるにて知れ、坂田寺は一に金剛寺と號し、高市郡高市村大字坂田にあつた。

四 崇峻天皇御代の概観

用明天皇崩御の當時、嫡子厩戸皇子（御母穴穂部皇后）は十四歳に過ぎず、又先帝敏達天皇の皇子彥人皇子（御母廣姫皇后）は十六歳以上には達せず、又同じく敏達天皇の皇子竹田皇子（御母炊屋姫皇后、後の推古天皇）は御母五年の立后にして第二子にましませば十三歳以下と見るべきである。されば何れも皇位に就かせ給はんには幼少に過ぎるから、用明天皇にして御大事あれば繼承問題の起ることは必然にして、中臣勝海の如きは已に崩御前、彥人竹田兩皇子の御像を作り脈を以て亡き人にせんとした位である。即ち守屋は敏達天皇崩御の時と同様に、今も亦穴穂部皇子を立てんとし、淡路の遊獵に托して之を企畫せんと皇子に密使を送つたが、遂に其謀は洩れて成らなかつた。茲に於てか馬子は炊屋姫大后の詔を受け兵を嚴にして、穴穂部皇子并に皇子と親善なる宅部皇子との宮を圍みて弑し率り、更に泊瀬部、竹田、厩戸、難波、春日の諸皇子及び群臣と共に軍を率ゐて澁河の家に守屋を攻めた。守屋は親ら子弟を集め稻城を築いて防戦し其の勢甚だ強盛であつたから、諸皇子の軍は怯弱恐怖して三度まで退却したとある。されば厩戸皇子と馬子とは佛に戰勝を祈願し、或は四天王の像を作り或は寺塔の建立、三寶の興隆を誓つて軍を進め、遂

に迹見首赤禱は守屋を射殺し、殘餘の子弟眷族分散するに至つた。この時の誓詞により後に厩戸皇子は難波の四天王寺、馬子は飛鳥の法興寺を建立したのである。かくて物部氏は可美眞手命の後裔にして世々朝廷に仕へ、孝元開化兩帝の外戚ともなり、垂仁朝十千根より物部連と稱し、履中朝伊葛弗の代より大連となりて世々重臣となりしが、守屋に至つて遂に滅亡することとなつた。此の時時人の評に、馬子の妻は守屋の妹で義兄弟の仲であつたが、馬子は妻の進言によつて守屋を殺したとあつた。かくの如く物部氏は滅亡して臣權は全く蘇我氏の一に歸したから、皇嗣の問題は炊屋姫太后との熱議により一定すべきに似たれど、その間尙複雑なる事情存して遷延年餘に及んだやうである。尤も書紀の上では用明天皇崩御より四箇月目なる八月二日、炊屋姫太后は群臣と議して、遂に欽明天皇々子にして稻目の女小姉君の出なる、泊瀬邊皇子を立て、崇峻天皇と稱されたことになつて居るが、法王帝説には敏達・用明・崇峻三天皇の治世を

(敏達) 他田天皇治天下十四年乙巳年八月崩(我中尾)

陵在川内志奈

(用明) 池邊天皇治天下三年丁未年四月崩

或云川内志奈我中尾陵

(崇峻) 倉橋天皇治天下四年壬子年十一月崩、實爲嶋大臣所滅也

陵倉橋岡在也

の如く傳ふるによれば、書紀の崇峻紀の五年より一年を去り、用明紀の二年に一年を加へ、而かも三帝の崩年書紀に一致するより見て、用明天皇崩御の後一箇年間は空位であつたことが考出される。此の如きは繼嗣に惱めることを立證するものであつて、中臣勝海の咒阻した敏達天皇の二皇子中、彥人皇子に對し「太子」と冠するは恐らく有力な候補であらせられたと見るべきであらう。されど初后廣姫の出であつて蘇我氏と關係なき爲に遂に皇位に就かれな

つたものであらうか。而して又、崇峻天皇即位の後立后のことのなかつたことも、何等か之に關聯するところありと思はれるが、各皇子の年齢關係及び敏達天后炊屋姫と蘇我氏との關係によりて、遂に崇峻天皇を立つることとなつたものであらう。

崇峻天皇は蘇我稻目の女小姉君の所生であるから、大臣馬子は權を専らにして殆ど傍若無人であつたらしい。御壯年にまします天皇は頗る之を不快とし給ひしことは、五年十月四日山猪を獻するものありしが、天皇は之を旨指して「何れの時にか、此の猪の頸を斷るが如く、朕が嫌しとおもふ所の人を斷らむ」と仰せられ、且つ禁中兵杖の設備を整へさせらるゝあつて、暗に馬子を除き給はん御意の存在したことが窺はれる。然れども馬子は佛敎興隆の上には其の功績の後世に傳ふべきものありて、守屋被誅の前後、大逆敢行の以前に於ても、或は善信尼等の海外留學を助け、百濟僧の提議を納れて従前の尼寺に對し僧寺の經營に留意し、又飛鳥に法興寺を建て、又厩戸皇子の本願たりし四天王寺を攝津に建つことに協力し、又自ら百濟僧に就て受戒するあり、或は百濟と親善して大陸文化の移入に努力し或は又善信尼等の歸朝後における宗教的生活を全からしめたるが如き、單に崇峻朝における彼をのみ見るも、我文化史上に特筆すべき事蹟に富んで居るが、彼は遂に、逆臣馬子の惡名を後世に遺すに至つたのは、實に痛恨の極みである。以下少しくその事情を記すことにしよう。崇峻天皇は御登極の後、大伴糠手なつかたの女小手子姫を納れて妃とせられ、已に皇子女各一人を擧げさせられたが、書紀の或本によれば彼の獻猪の事ありし頃、妃小手子姫は天寵の衰へたのを恨奉りて、五年十月四日の猪頭の諷刺と兵杖の備を馬子に密告するに至つたことが出て居る。茲に於てか馬子は驚愕して部下を集め密かに天皇弑逆の陰謀を企て、十一月三日に至り馬子は群臣に東國の調を進むと詐つて東漢直駒

を禁中に引き巧に天皇を弑し奉つたのである。蓋し駒が蘇我氏の手下となりて大逆の直接行動の任に當つた關係は、古語拾遺を見るも蘇我氏は滿智以未三藏（齋藏、內藏、大藏）を檢校し、秦氏は其の出納に當り、漢氏は出納簿勘録の任に當つたから、漢氏が蘇我氏の内事に深く立入つて居たことは明であるから、此の如き相談に乗つたことは至極當然であるが、妃小手子姫がかゝる機密を何故に蘇我大臣に内通したかゞ問題である。此の如きを傳ふれば愈々天皇と大臣との間は離反するのに、何故かゝる離間策が妃に必要としたかゞ考ふべき點であると思ふ。而して又、駒がこの大逆の下手人となつて蘇我氏に忠勤を擯んでながら、蘇我氏から彼が大逆の當事者であると發表されるに至つたには、何等かの深い意味が伏在せねばならぬ。即ち紀にはこの大逆の行はれた月、東漢直駒は、大臣馬子の娘で天皇の嬪である河上娘を偷み出して妻としたが、馬子は之を直ちには氣付かず、全く天皇に殉じたものと思つて居た。然るに間もなく彼に嬪を奸されたことが露顯して、馬子は激怒して駒を殺したのである。この記事の主眼は河上娘が嬪であつたことに注意すべきであつて、想ふに馬子の娘河上は天皇の御寵愛深くして、之を妃小手子姫が天寵衰へるを恨みしことに思合して、蘇我氏との離間策は實は河上娘との離間を策したものと見るべきである。而して又、駒が大逆の下手人であると馬子の發表したのは娘の嬪を盗み去られた後のことであると考へられる。何となれば駒が天皇を弑し奉つた時はその御寶骸の後始末等にも相當の祕事がつくされたこと、思はれるから、馬子は詐謀であつた河上嬪の殉死を精査するに至らなかつたもので、誠と信じたものであらう。然るに駒の詐言は馬子をして、反つて彼を下手人として世に發表し、而かも逆臣を誅するの美名の下に彼に報復するを得たのである。想ふに馬子の大逆敢行の事情かくの如くなるを考ふる時、天皇の馬子に對する御感も亦小手子姫の嫉妬に發源するもの鮮きかを疑はざるを得なくなつて、馬子に對し一片の同情を禁じ得ないことになつて来る。

さあれ朝臣の争權は遂に蘇我氏の優勝となつて、遂に其の絶對的權力は大逆を取へてせしむることとなつたが、この間に我佛教は漸次普及されて、謂ゆる排佛論はもはや泯亡した。然り而して之を表現するものは馬子の法興寺建設と善信尼等の海外留學である。後者に就ては次節に依り、法興寺の由來を回顧して本節の結としよう。同寺は實に用明天皇二年七月守屋征伐の砌、厩戸皇子の誓言と同じく、馬子は戰勝の曉に寺塔を起立して三寶を興隆せんと誓つたのに發祥する。即ち翌年（崇峻天皇元）飛鳥眞神原、一名飛鳥苦田なる衣縫造の祖樹葉の家を壞ちて法興寺創立の工を起し、五年十月には佛堂と歩廊成り、聖推古天皇元年正月十五日佛舍利を利柱の礎中に納め翌日利柱を建つ、而して四年十一月に至つて全く竣工して、馬子の子善德臣が寺司となり、高麗の慧慈と百濟の慧聰との二僧を寺に住せしめた。此の如く本寺は實に其の起工より落成に至るまでに、七年四ヶ月を要したのを見ても如何に其の規模の大であつたかゞ想見される。又起工の年より法興の私年號が用ひられたことは、法隆寺所藏釋迦金銅像光背銘及び釋日本紀所引伊豫道後溫泉湯岡碑文等に見え、以て原始日本佛教史上に一期を劃するものであることが考へられる。因に本寺は、往々にして元興寺と同寺に見られて居るが、彼の奈良遷都により諸寺の都に移建されし際、法興寺は養老二年九月廿三日に新京に移されたことが續日本紀に見ゆるに對し、是より三年の後、靈龜二年五月十六日の條に、元興寺を左京六條四坊に徙すとあるから、兩寺は共に別々であることが明かである。而して書紀には元興寺の名は推古十四年に初めて見えて居る。そは何れにもせよ、この法興寺起立の歲には書紀に

是歲百濟國遣使并僧惠德、令斤惠定等、獻佛舍利、百濟國遣恩率首信、德率蓋文、那率福富味身等進調、并獻

佛舍利、僧照律師、令威、惠衆、惠宿、道嚴、令開等、寺工太良未太文買古子、鐘鑿博士將德白味淳、瓦博士麻奈父奴、陽貴文陵貴文、昔麻帝彌、畫工白加、蘇我馬子宿彌請百濟僧等、問受戒之法、
とある如く、百濟より佛舍利及び僧、寺工、鐘鑿工、瓦工、畫工等を獻じて居るから、法興寺は恐らく此等舶來の工藝家によりて設計造立されたものであらう。慧聰が本寺に住んだ事實は想ふにこれを示すものである。かくて佛日東天に輝くことゝなつた。

六、初期の佛教傳敷と歸化人

一 司馬達等及び池邊直氷田の家系 附惠便法明

我初期の佛教傳敷は歸化人に俟つ所極めて大であつた。否むしろ全然彼等及び其の系統を引く人々によつて成遂げられたと謂ふべきであらう。而して其の代表的人物は何としても司馬達等（止）及び其の一族に第一指を屈せねばならぬ。されば先づ考ふべきは司馬達等の家系であつて、新撰姓氏錄には其の祖先の徵すべきものがある。然るに群書類従に見ゆる現存の同書は抄出本であつて恰も其の徵文を逸して居るが、幸にも續群書類従に收むる阪上系圖に引用するものに發見する。即ち

姓氏錄第廿三卷曰阿智王

譽田天皇靈應御世、避本國亂、率母並妻子母弟遷興德、七姓漢人等歸化、七姓者第一段古記、段光公字富等、一云具、姓、是高向村主高向史、高向調使、評首、民使王首等祖也、次李姓、是刑部史祖也、次皂郭姓是坂合部首、佐大首等祖也、次朱

姓、是小市佐、秦宜等祖也、次多姓、是檜前調使等祖也、次皂姓、是大和國宇太郡佐波多村主長幡部等祖也、次高姓、是檜前村主祖也

天皇矜其來志、號阿智王爲使主、仍賜大和國檜隈郡卿居之焉、于時阿智使主奏言、臣入朝之時、本郷人民往離散、今聞徧在高麗百濟新羅等國、望請遣使喚來、天皇遣使喚之

大鷦鷯天皇諡仁御世、舉落隨來、今高向村主、西波多村主、平方村主、石村々主、飽波村主、危寸村主、長野村主、俣加村主、茅沼山村主、高宮村主、大石村主、飛鳥村主、西大友村主、長田村主、錦部村主、田村々主、忍海村主、佐味村主、桑原村主、白鳥村主、額田村主、牟佐村主、甲賀村主、鞍作村主、播磨村主、漢人村主、今來村主、石寸村主、金作村主、尾張次角村主等是其後也、爾時阿智王、奏、建今來郡、後改號高市郡、而人衆巨多、居地隘狹、更分置諸國、攝津參河近江播磨阿波等漢人村主是也

これによれば、鞍作村主等の三十氏は應神天皇の御世漢靈帝の曾孫阿智使主入朝に際して、其の郷黨の者離散して高麗・百濟・新羅等にあるを喚集めんことを請ふや、聽されて仁德天皇の御世に至り大舉して入朝したから、阿智王は大和に今來郡を建て、後に高市郡と改め之に住せしめた。然るに土地の面積に對し移住民の過剩を生じたので、更に之を諸國に分置することゝなつた。攝津參河近江播磨阿波等の漢人村主はそれであると云はれて居る。之を書紀に對見するに、應神天皇紀廿年九月の條に倭漢祖阿智使主、其子都加使主、並率己之黨類十七縣而來歸焉とある如く、阿智使主は其子及一黨十七縣を率ゐて歸化したことが知れ、この事は又古語拾遺にも見えて疑ふべきでない。されば阿智使主の應神天皇廿年九月の來朝は確實であるが、其族黨の歸化は唯一回に行はれたと考へた史家もあれど、少く

も之を兩度と見るが妥當であると思ふ。即ち阿智使主歸化の當時は書紀に見ゆる其子及び十七縣の郷黨、姓氏錄に謂ゆる七姓を率ゐて來朝したが、其後姓氏錄に見ゆる如く、三韓等に分散した殘黨三十氏を仁德天皇の御代に喚集めて歸化せしめたものと考へられる。されば鞍作村主は第二次仁德朝の歸化人である。然るに其等の歸化人の住地に充てられた今來郡は狹少であつた爲に諸國に分散することゝなつたが、鞍作村主は源地に駐つたやうに想像される。何となれば其系統を引く司馬達等の大和に住したことゝ、今現に高市郡内に鞍作の地名を遺存することゝによつて肯かれと思ふ。然り而して達等は繼體天皇十六年初めて本邦に來つて佛教を傳ふと言へるものありて當年初めて來朝せるものゝ如く考へられるが、それは五百年以上を經過したる扶桑略記の所傳に過ぎずして確實なる史料を缺くから疑ふべきものがある。恐らくは仁德天皇の朝に阿智使主に招喚された同族三十氏中に存する鞍作村主の系統を引くものであらう。但し鞍作氏の書紀に見ゆる初は雄略天皇紀七年であつて、天皇、大伴の大連室屋に詔して東漢直駒に命じて、新漢陶部、畫部、錦部、譯語等と共に鞍部堅貴なる者を出し、此等の新來朝者を上下の桃原と眞神原との三所に遷し居らしむとあつて、この三所は何れも大和に其遺名があるから、達等は其系統を引くものかも知れない。そは何れにしても、阿智使主の歸化計畫に發源せる其流を汲む歸化人であることは明白である。因に司馬達等の家族を一瞥するに、先づ其名の見ゆる最古の文獻、上宮聖德法王帝説の帛背に佛工鞍作鳥、祖父司馬達等、父多須那とあつて、子孫各一人を徵することが出來、孫の鳥の名は是より先、法隆寺金堂に現存する釋迦金銅像の光背銘に司馬鞍首正利と見えて居る。次に書紀を検するに、敏達天皇紀十三年に司馬達女嶋とあり、又用明天皇紀二年に鞍部多須奈司馬達等子也とあるから、達等には男女各一子の存したことが知れる。而して之を一括して傳ふるものが推古天皇紀十四年五月戊午日鞍

作鳥に賜へる勅語の文であつて、即ち文中に汝祖父司馬達等(中略)汝父多須那(中略)汝姨嶋女とある。

次に池邊直氷田の家系を索むるに、群書類從所收の新撰姓氏錄の和泉國諸藩の條に

和泉國諸藩

漢

(中略)
池邊直

坂上大宿彌同祖、阿智王之後也

とあるから、司馬達等と同じく其先は應仁天皇の時に來朝した漢人阿智使主であつて、その末裔であることが知られる。加之、池邊直が泉州に住したことも、彼れの行蹟に徴して疑ふべきでない。

因に又、司馬達等と池邊直氷田とが敏達天皇十三年に蘇我氏の命を受けて僧侶を索訪した時、播磨に尋出した惠便并に法明尼は何れも高麗の還俗僧であつたが、想ふに彼等も亦達等氷田等と同族にてはあらざりしか。阿智王の第二次歸化計畫の當時、新來の同族を諸國に分置する中、播磨に移された漢人村主ありしに想到する時、兩人は蓋しその流を汲むものであつて、尋出に先つて達等や氷田に兩者の動靜が知られて居たものではなからうか。

二 司馬達等の功蹟

達等の事蹟に就ては已に前に述べたる如く、繼體天皇十六年二月に入朝して大和高市郡阪田原に草堂を構へ本尊を安置して歸依禮拜せしが、未だ以て世人の歸仰を得ず、單に大唐の神と見られたに過ぎなかつたと扶桑略記に見ゆる傳説を初として、次に敏達天皇十三年九月百濟より鹿深臣なる者が彌勒の石像一軀、佐伯連が佛像一軀を持來して歸

朝した時、大臣蘇我馬子は之を請受して鞍部村主司馬達等并に、池邊直氷田を遣して僧侶を訪索せしめた。かくて彼等は高麗の還俗僧惠並に同尼僧法明を尋出して達等の女嶋并に他の二女を出家せしめ、この三尼の生活費は達等と氷田とが負擔することゝなつた。而して當時蘇我氏が自邸の東方に佛殿を經營してこの彌勒石像を安置し三尼を請じて大齋會を行つた際、達等は其齋食の上に舍利を感得したといふ奇蹟も日本書紀や元興寺縁起に傳へられて居る。之を要するに、達等の事蹟はこの三事であつて、今日より觀察すれば極めて素朴なる行實ではあるが、舍利感得の如きは彼れの純真なる信仰を表徴せるものにして、その信仰生活の現れとしては三尼の求道生活に後顧の憂なからしめ、且つ其子女は共に出家し孫は佛敎藝術家となり實に一家を擧げて我初期の佛敎興隆に獻身したものと謂へる。この間ただ彼れの繼體天皇十六年の行蹟に就て前述の如き史料の疑團あるのみでなく、時間的にも疑はしい點がある。即ち當時達等の年齢を假りに成年の廿歳と見積る時は、彼れが敏達天皇の十三年に惠便を尋出した年は八十二歳の高齡であつて、其年に女の嶋が十一歳で出家したことが書紀に明記されて居るから、達等は七十一歳で子を得たことになる。此の如きは一往の考方では稍實際に遠いものゝやうに感ぜられる爲か、史家の中には司馬達等の時代を更に下るべきものと想像されて居るが、茲に一つの緩和すべき考案があつて必ずしも多くを下らしむるを要しないと思ふ。却説この時間的疑義を緩和するには先づ二段の考直しがある。一は前に述べしが如く天皇の崩御の年が書紀の廿五年は誤で丁未廿一年であることは眞福寺本古事記に明であつて、其他の理由と合せ訂正すべきであるから少くも其所に四年の緩和が出来て達等六十七歳に嶋が生れたことになる。次に元興寺伽藍縁起并流記資財帳を見るに、嶋出家の年を「時鞍師首達斯末賣年十七在」と傳へられて居るから、書紀の十一を十七の誤と見做せば更らに六年を減じて、嶋は

父達等六十一歳の子となつて世相に准じ、何等怪しむべきでないことになる。傳へ言ふ、彼れの尋出した高麗の還俗僧惠便は「此方不敬沙門」故我混俗耳（元亨釋書）とあるは、恰も達等が奉仕する佛を異域神と顧みられなかつたと同様に當時佛敎は已に我國土に此等歸化人と共に傳來したが、大和民族には未だ流れ込まなかつたものゝ如く、實に佛敎は達等の時代に公傳するに及び、蘇我氏の後援によつて此等歸化人の力を借りて漸次流布するに至つたのである。

三 池邊直氷田と其木彫造像

氷田の行蹟は前項にある司馬達等と共に大臣馬子の命によりて僧侶を播磨に訪索したことゝ、三尼の生活費を供給したことその他、更に特筆すべき一事があつて、それは日本書紀に左の如く傳へられて居る。

(金部)十四年(中略)夏五月戊辰朔、河内國言、泉郡茅渟海中有梵音、震響若雷聲光彩晃曜如日色、天皇心異之、遣溝邊直(池)
此但曰直、不書名字、蓋是傳寫誤失矣入海果見樟木浮海玲瓏遂取而獻天皇命畫工造像二軀、今吉野寺放光樟像也

これによると同書に謂ゆる佛敎渡來の翌年に當る欽明天皇十四年五月初日に、和泉國から泉郡の茅渟海に出現する奇觀を言上したから、朝廷は溝(池)邊直なる者を遣して調査せしめた所、玲瓏たる樟木を發見したので之を朝廷に獻上した。かくて朝廷は畫工に命じて佛像二軀を造らしめられた。即ち書紀編纂の當時吉野寺に現存する放光樟像はこれであると云ふ。これ果して史實を語るものであらうか。佛敎渡來の翌年朝廷の事業としてはかゝる造像の行はるべき筈でないことは前章に明かであつて、少くも年時の上に誤があることが想察される。日本國現報善惡靈異記に見ゆる下記の文は書紀の今文を訂補するものではなからうか。

大花上大部屋栖野古連公者、紀伊國名草郡宇治大伴連等先祖也、天年澄清、尊重三寶、案本記曰、敏達天皇之代、和泉國海中有樂器之音聲、如笛箏琴篳篥等聲、或如雷振動、晝鳴夜耀、指東而流、大部屋栖古連公聞奏、天皇嘿然不信、更奏皇后、聞之詔連公、汝往看之、奉詔往看實如聞、有當霹靂之楠矣、還上奏之、泊乎高脚濱、今屋栖伏願應造佛像焉、皇后詔、宣依所願也、連公奉詔、大喜告島大臣、以傳、詔令、大臣亦喜請傾直氷田、雕造佛并三軀像、居于豊浦堂、以諸大仰敬

則ち先づ造像の可能性のなかるべき欽明天皇十四年は下りて敏達天皇の御代となり、當代は佛教興行の機運にのぞみて已に聖德太子の出世もあり、次で造寺造佛工の來朝、佛像の輸入、炊屋姫皇后の佛教復興運動、櫻井道場の經營、佛教興行の詔勅、蘇我氏の佛殿經營等何れも本朝造像の機熟することを示して餘りあるものである。されば敏達朝の史實であることに誤はないと考へる。而して又、上奏者と海濱の名も明言されて靈異記の文は信すべきであらう。然るに書紀と其の内容を異にする點が若干ある。即ち書紀では樟木の發見者は溝邊直であつて造佛工は他にあつたが、本書では搜索者は上奏者の大部屋栖古連であつて、彫工は實に直氷田となつて居る。而して造像も二軀とあるは佛菩薩三軀像であつて豊浦堂に安置されたことが知れる。加之、この文に次で、

然物部弓削守屋大連公、奏皇后曰、凡佛像不可置國內、猶遍棄退、皇后聞之詔屋栖古連公曰、疾隱此佛像、連公奉詔使氷田直藏乎稻申矣、弓削大連公放火燒道場、探佛像難波堀江、然徵於屋栖古言、今國家起災者、依隣國客神像置於己國內、可出斯客神像、連急棄流乎豊國也、客神者、佛也。固辭不出焉、弓削大連任心起逆、謀傾窺使、爰天且嫌之、

地復穩之、常用明天皇世而挫弓削大連則出佛像以傳後世、今世安置吉野比蘇寺而放光阿彌陀之像是也

とある如く、この佛像は謂ゆる第二次排佛に際會したが、これを稻の中に隠置して守屋滅亡の後これを出して全きを得たとあるが、前にも云へる如く、當時の排佛運動は豊浦堂即ち炊屋姫皇后宮を移して寺とした櫻井道場は燒却を遂れたと信すべき理由があるから、書紀や靈異記の成立した時代に吉野寺に現存したことは認むべきであらう。

之を要するに氷田は其出身を同くする司馬達等と協力して佛教の興隆に力を盡し、殊に國史に現れたる本邦最初の造像者として永遠に其名を傳ふべき人物である。因にこの史實を敏達朝と定めて書紀の欽明天皇十四年は敏達天皇十四年の誤と見る時は頗る靈異記の記事に一致するが、夏五月戊辰朔では守屋の第二次排佛が三月丁巳朔の丙戌日であるから、之に照應することが出来なくなる。されば敏達天皇紀中にて五月の戊辰朔を索むれば三年であるが、これでは少し尙早の感がある。而して又、欽明天皇十四年五月の朔日は元嘉曆の推算によると壬戌であるから、この戊辰も疑はしいやうである。記して後考を俟つこと、しよ。

四 嶋女の海外留學及び法師寺建設運動

司馬達等の女善信尼嶋の名の見ゆる最初の文獻は書紀であつて、前述の敏達十三年出家の條である。彼女は實に本邦最初の出家にして、特に婦人であつたことに注意せねばならぬ。然るに當時同じく尼となつた漢人夜菩の女禪藏尼豊女と錦織壺の女惠善尼石女と共にその師に就て異説がある。一は書紀に見ゆる高麗の還俗僧惠便であるが、他は元興寺伽藍縁起并流記資財帳に出づる法明尼である。今日其何れであるかを確むることは出来ないが、惠便と法明は共に針間國に住し、還俗の老比丘、比丘尼なれば、恐らく兩人は夫妻であつたと想像する。但し法明の名は書紀には見

えないが、元亨釋書に齊明天皇二年に維摩詰經の功驗によつて大臣藤原鎌足の難病を治すること出づるも、敏達天皇十三年には已に比丘尼であつた彼れが、其より八十餘年後に生存すべくもないから、これは他事と混同したものであらう。かくて善信尼等は大臣蘇我馬子の崇敬を得て司馬達等并に池邊直氷田より生活の保障を得て、其邸宅の東方に經營されたる佛殿即ち櫻井寺に住して鹿深臣將來の彌勒石像に奉仕するに及び、本邦は初めて寺と本尊と僧を得て書紀に謂ゆる「佛法之初自茲而作」の體を備へんとした。

然るに翌年彼女等は謂ゆる海石榴市の受難に苦しんだ。即ち當年惡疫の流行に乗じて排佛黨の主腦物部守屋大連は中臣勝美と謀つて排佛毀釋を敢行した。欽明天皇朝における彼等の佛教反對運動は未だ毀釋に至らなかつたが、今次は已に三寶の整つた後であるから寺塔に火を放ち佛像を焼くに止まらずして、崇佛黨の頭目馬子大臣并に彼に従ふ法侶を呵責し、佐伯連御室を遣して善信尼等を喚出さしめ、尼等の三衣を奪つて海石榴市亭に禁錮楚撻するに至つたのである。三衣とは僧侶の著るべき三種の衣服で僧伽梨(大衣)鬱多羅僧(七條)安陀(五條)衣を云ふ。されば之を削奪されることは僧侶として此上なき辱かしめであつたに違ない。海石榴市の名が史に現はれた初は仁賢天皇十一年八月に當時皇太子であらせられた武烈天皇が物部麁鹿火の女影媛と海石榴市巷の歌垣に立たせられたことが書紀に見えて居る。而して當時この市は難波より飛鳥に入る門戸であつて三諸山の西南麓に位し、現今磯城郡三輪村大字金屋の海石榴市觀音はその遺名を残存するものであらう。三尼は實にかゝる衆人群集の場所において辱かしめられたが、その後守屋を初め國內に瘡流行するや時人ひそかに之を佛像を焼くの罪とした。やがて馬子も發病し三寶の力に依らざれば救治の見込なきを奏上して、他人に強ひざるを條件として許さるゝに及び、三尼を釋放して馬子に還付された

のである。されば馬子は欣喜して新に精舎を營んで三尼を迎へ供養したと書紀に見ゆるも、蓋し元興寺緣起における櫻井道場非燒却説を信ずれば、恐らく元の櫻井寺に還つたものであらう。この事實は佛教迫害史上僧徒受難の權輿である。

之に次で徴すべきは戒律研究の爲に百濟に渡航したことである。用明天皇紀の二年六月甲子、善信尼等は馬子大臣に「出家の途は戒を以て本と爲す、願くば百濟に向きて戒の法を學び受けむ」と請うた。恰も是月百濟の調の使が來たから、馬子はその使臣に對つて「此尼等を率て將に汝が國に渡りて戒法を學ばしめりなむ時發遣せ」と之を托せんとしたが使臣は「臣等蕃に歸りて先づ國王に道はむ、而して後發遣さるゝも亦遅からじ」と答へて同行を肯じなかつた。かくて明年百濟より使臣來つて僧侶、佛舍利、寺工、鑪盤工、瓦工、畫工等を送り、愈々法興寺建築の工を起すの機に望んだ。されば善信尼等三尼を百濟國使恩率首信等に付して留學せしめたのである。以上は専ら書紀に見ゆる所なるが、元興寺緣起には用明天皇二年に三尼が受戒の爲に留學を望請した時、百濟使臣の意見が開陳されて居る。

丁未年百濟客來、官問言、此三尼等欲度百濟國受戒、是事應云何耶、時蕃客答曰、尼等受戒法者、尼寺之内、先請十尼師受本戒已、即諸法師寺請十法師、先尼師十合廿師所受本戒也、然此國者、但有尼寺無法師寺及僧、尼等若爲如法者、設法師寺、請百濟國之僧尼等可令受戒白

即ち使臣は受戒の法として先づ尼等に十尼師を請ひて本戒を受け、然る後法師寺へ詣して十法師を請ひ、先の十尼師に合せて廿師より本戒を受くべきものとし、本邦たゞ尼寺のみあつて法師寺及び僧(男)なし、されば尼寺にして法の如く受戒せんには須らく法師寺を設けて百濟の僧尼等を請致するを急とすべきことを獻策した。かくて朝廷は尼寺

なる櫻井寺に對して法師寺建設を志し、聖德太子と馬子大臣には寺地の選定を命ぜられ、百濟へは法師と寺工の來朝を要望することゝなつた。而かも天皇は「我有病故急速宜_レ造」とまでその實現を急がせられたが、使臣の未だ本國に歸還せざるに先つて崩御あらせられたのである。然り而して聖崇峻天皇元年に入りて、百濟は僧六口と寺工四人并に金堂建築の様式を送つた。然るに三尼は法師六口に過ぎずして定數の廿師を闕くを以て渡航を強請したから、朝廷は更に來朝の法師に之を質したが、前に使臣の答ふる所と同じであつたので、遂に三尼の請を許して弟子の信善と一善妙と併せて五人を百濟に渡航せしめたのである。かくて其年に學法女の守るべき六法戒を受け、翌二年三月には大戒を受了して翌三年歸朝し、元の櫻井寺に住して法師寺を速かに建設されんことを請願したことが見えて居る。即ち

時大后^(敏達后推古)大々王^(推古)聽耳皇子與古大臣二人告宣、今者以百濟工等作二寺也、然尼寺者如標始故、令作法師寺告、時聽耳皇子馬古大臣二柱共起法師寺處、以戊申年假垣假僧房作、六口法師等令住、又櫻井寺內作屋、工等令住、爲作二寺令作寺木、以庚戌年自百濟國、尼等還來官白、戊申年往即受六法、已兩年三月受大戒、今庚戌年還來白、本櫻井寺住時尼等白、禮佛堂忽作賜又半月々々爲白羯磨并法師寺速作具賜白、如是櫻井寺內最略作構置在

とあるから、已に尼等の歸朝前假建築が櫻井寺々内に營構されたことが知れる。然るに同書には下文に

癸丑年^(推古元)宮內還入、先金堂禮佛堂等略作、等由良宮成寺、故名等由良寺、又大々王天皇令治天下時、天皇、耳皇子白、今我等無朝生年之數算、建於百位並道俗之法、世建興建通、竊惟如是事豈非至德耶、佛法最初時、後宮不令破、櫻井遷作道場、爾時三女出家、時即大喜而令住其道場、而生佛法牙、故名元興寺、其三尼等者、經云、應以比丘身得度者、即現比丘身而爲說法、其斯之謂矣、今亦更佛法興弘世、建興寺本名、故稱名建興寺

とあつて、この櫻井寺内若くは之に隣接して建設された法師寺は推古天皇元年に至つて略その寺觀を成したものの、やうであるが、次に等由良宮を寺と成すから之を等由良寺と名くと云ひ、次で三尼の住せる佛法最初の謂ゆる櫻井道場を元興寺と名け、又建興寺と稱する所以を記載したる後

次法師寺者、自高麗百濟法師等重來奏佛法、寺建稱名建通寺、當皇后帝世並通佛法建興通、故知、大聖現影乎、經曰、於玉後宮變爲女身而爲說法、其斯之謂矣、即知、以此相應於此國機、故隨其德義稱名法興皇、^(此號乃)以稱名永世應流布也、

とあれば、櫻井寺内の法師寺は豊山良後宮の地に營構されたもので一に等由良寺と稱したが、その本名は建通寺と立稱したものと見るべきであらうか。然るにその中間に記されたる櫻井寺を元興寺と云ひ建興寺と稱するは如何なるべきか。想ふに櫻井寺を元興寺と立稱することは「佛法最初」若くは「生佛法牙」の故に頗るふさはしき寺名であるから、必ずしも否認すべきでないかも知れぬ。されば元興寺は上宮聖德法王帝説にも

少治田宮御宇天皇之世、上宮既戶豐聽耳命嶋大臣、共輔天下政、而興隆三寶、起元興四天王等寺

とある如く推古朝立名の寺院であつて、十一年十月壬申日天皇は豊浦宮より小懸田の新宮に移御あらせられて、十四年四月壬辰日に元興寺金堂の佛像を奉安せしこと書紀に見え、その佛像は尼寺と法師寺の爲に銅繡二種を造立せるものにして、就中金銅像を安置せるは法師寺と觀るのが妥當のやうに考へられる。されば元興寺の名はたとへその初は櫻井寺に宛てられたとしても、程なく法師寺の完成と共に之に移つたものと思ふ。而して又櫻井寺内營構の法師寺を以つて等由良寺と稱したことも、元興寺塔露盤銘に「佐久羅草等由良宮」とある如く、櫻井と豊浦は一境を成し、向

原宮を移した櫻井寺とその寺内に發祥して終に豊浦宮に置かれた豊浦寺即ち元興寺とは混同され易く、元興寺の推古朝立名と共に豊浦寺名は櫻井寺に立稱することゝなつて、爾來豊浦寺は尼寺として法師寺元興に對したものにあらざるか。法王帝説に「庚戌春三月學問尼善信等自百濟還住櫻井寺今豊浦寺也」とあるは、豊浦尼寺なるを示すものである。想ふに元興寺縁起は元興寺を謂ゆる佛法最初の寺ならしめんが爲に櫻井寺を故意か偶然か混同したものであらう。

五 鞍作止利の造像と其遺作

鞍作止利の名の正史に見ゆる初は「推古記」十三年夏四月の條であるが、其後の記事としても、たゞ翌十四年四月壬辰日に見ゆるのみで、而かも前者と相關聯する一事に過ぎない。即ち其傳ふる所は、先づ推古天皇が十三年四月に皇太子大臣及び諸王諸臣に詔して舉國一致共同の誓願の下に、銅と繡の丈六の佛像各一軀を造立せんとして之が工を鞍作鳥に命ぜられた。此時宛も高麗の大興王は日本國の天皇佛像を造ると聞いて黄金三百兩を貢上して此美舉を助成した。越えて十四年四月壬辰日に及び銅繡の兩像成り、即日銅像の方を元興寺の金堂に安置せんとしたが、佛像の丈が金堂の戸よりも高くて納むることが出来ない。そこで工手等は凝議して金堂の戸を破りて之を納むるより途なしと一決したが、鞍作鳥は流石に秀でたる名工であつたので終に工夫して戸を破壊せずに首尾よく之を安置した。そして其日直に齋會を行ひ、此盛儀に會するもの實に數ふべからずと記載してある。而して是年より毎寺をして四月八日、七月十五日に恒例の齋會を行はしむることゝなつた。かくて止利は佛像の製作を完了したが爲に、五月戊午日に天皇より止利の功積は言ふまでもなく、父祖のそれをも併せ稱えた勅語を賜り、且つ大仁の位に叙し、又近江國坂田郡の水田廿町を下賜された。茲に於てか止利は此田を以て天皇の奉爲に金剛寺即ち今の南淵の坂田尼寺を創立したのであ

る。以上は書紀に現はれた止利の行實の全部であつて、之を要するに銅繡佛像各一軀の製作と金剛寺の創立との二點に歸着する。

今この史實を剖檢するに疑の存するもの或は詳かならざるもの若干ある。即ち佛像の尊名と現存の有無、繡佛は何れに納置されたか、高麗大興王助成の史實は彼國の本紀に傳ふる所ありや等の諸點を擧ぐることが出来ると思ふ。先づ第一の銅と繡の丈六佛像の尊名及在否に就ては、繡像は逸して傳はらないから之を現品に徵することは出来ないが、繡像の方は幸にも元興寺伽藍縁起并流記資財帳に「丈六光銘」即ち元興寺に納入せる銅像の光背鐫銘文に

天皇名廣庭、在斯歸斯麻宮時、百濟明王上啓、臣聞、所謂佛法既是世間無上之法、天皇亦應修行擎奉佛像經教法師(餘明) 天皇詔巷哥名伊奈米大臣、修行茲法、故佛法始建大倭廣庭天皇之子多知波奈土與比天皇在夷波禮濱邊宮、住性廣慈信重三寶、損棄庵眼紹興佛法、而妹公主、名止與彌舉哥斯岐移比彌天皇、在櫛井等由羅宮、退盛濱邊天皇之志、亦重三寶之理、指命濱邊天皇之子名等與力彌々大王、及巷哥伊奈米大臣之子名有明子大臣、聞道、諸王子教繡素而濟惠聰法師、高麗惠慈法師、巷哥有大臣長子名善德爲領、以建元興寺、十三年歲次乙丑四月八日戊辰以銅二萬三千斤、金七百五十九兩、敬造釋迦丈六像銅繡二軀并挾侍、高麗大興王方陸大倭、尊重三寶逢以隨喜、黄金三百廿兩助成大福、同心結緣、願以茲福力登遐、諸皇遍及含識有信心不絕、而奉諸佛共登并之岸速成正覺、

と傳へ、其文中に「敬造釋迦丈六像銅繡二軀并挾侍」とあるから、釋迦の尊像であることに疑はない。尤も此點は發願の日が四月八日に當り、又造像を機として恒例の齋會を四月八日(釋迦誕生日灌佛會)と七月十五日(釋迦の生身魂を祭る、申元)とに定めたことからも想見することが出来る。此の如く古記に釋迦佛の銅像とあるからには、

現今大和高市郡高市村岡村の北方にある類廢殆ど見る影もなき小なる一草堂安居院に残存する謂ゆる飛鳥の大佛は正しくこれであつて、數度の火難に際會して後世の蕪雜なる補綴多く、千百餘歳在昔の姿を止むる部分僅少ではあるが、頭部顔面（耳を除く）左右兩肩より胸部に至る間、並に手には明かに推古式彫像の特色を有し、止利の技工を窺ふに足るものが存する。言ふまでもなく光背は残存しないから前述の丈六光銘と併せて在りし昔をしのぶべきである。而して此の如き大破は全く之を納入せる元興寺の廢絶によるもので、已に延寶九年の自序を有する林宗甫の和州舊跡幽考には「元興寺は石川精舎大野岳の塔を焼はらひし後の建立と見えたり、今見るに形ばかりなる草堂に鞍作鳥のつくられし靈佛御膝よりうへのみのこり給ひしをすへたてまつりき、礎石所々にみえわたりたり」とあるから、其類廢の度を想察することが出来よう。而して延寶の謂ゆる腰部以下の缺損は今土を以て粗雜に補綴してある。次に繡像納置の場所に就ても元興寺縁起に之を徴し得る。即ち同書の中程より少し終の方に等由良後宮を尼寺として櫻井寺と爲し、外に法師寺として元興寺を創立（文には元興寺と櫻井寺とを混亂してあるが、かく考ふべきであることは前述の通りである）せしことを述べたる後に「所造二寺及二軀丈六、大不破不流不斫不燒、一寺所納種々諸物更不攝取、不滅不犯不謬也」とあるから已に銅像の方が今の二寺の中元興寺の金堂に安置せしこと明かなる以上、残る繡像は恐らく今の二寺の中の櫻井寺に納めたものと想察する。殊に銅像を法師寺に配し、繡像を尼寺に充てたもの、如く考へられるから恐らく此想像に間違はなからうと思ふ。但し太子傳撰集鈔には橋寺に奉納したやうに記してあるが、取るに足らぬ妄談である。次に高麗國の大興王より三百兩の助成金を得たと云ふことは元興寺伽藍縁起并流記資財帳にも見え「黄金三百廿兩」と更に廿兩を増して居るが、三國史記に引く百濟本紀にはこの事は全然見えないのみならず、

當時の高麗王は嬰陽王にして其十六年に當る。然るに同王の佛教關係記事としてはたゞ八年に使を唐に遣して佛老の教法を求學せしめし一事のみなれば、この間に何等かの誤が傳へられたものと考へられる。因みに聖德太子傳曆には「貢丈六分黄金三百兩」とあつて、若しこの助成ありとするもそれは銅像の用途に限定してあるのは蓋し實際を穿つたもので、繡像の金絲の用に充てたものではなからうと思ふ。

以上の考察によりて書紀に見ゆる止利が餘程明かになつたが、更に其補遺を拾集して論評することにした。先づ前述の事蹟に關係を引くものより始める。即ち元興寺伽藍縁起并流記資財帳にはこの二軀の丈六佛像を鑄造刺繡した場所が傳へられ、文に

所謂二軀丈六作處者、物見岡之地方乎、地東有十一丈大殿、銅丈六作奉、西有八角圓殿者繡奉

とある。之れ恐らく崇峻紀に見ゆる元年創建の法興寺の堂舎なるが如く、物見岡の地名今遺存せざれども、紀に謂ゆる「飛鳥眞神原亦名飛鳥苦田」と云へる地方の一部にして、前述の謂ゆる飛鳥大佛を残存する安居院の北に礎石數多を存して之れ法興寺趾ならむかとの説があるから、物見岡の地これに當らずとするも、之を距つること餘り遠からざるべきことは認めてよいと思ふ。而して又、同書に見ゆる前記の丈六光銘には「以銅二萬三千斤、金七百五十九兩、敬造釋迦丈六銅繡二軀并挾侍」とあるから、佛像に使用した銅と金との數量が知れ、又挾侍を附帶したことが解かる。これも恐らく繡像の金絲に要する黄金は此の定量に含まぬものであらう。

次に最も特筆すべきは法隆寺所藏國寶釋迦如來金銅坐像である。この尊像には光背に鐫銘があつて由來を明かにすることが出来る。

法興元年、歲次辛巳十二月、鬼前太后崩、明年正月廿二日、上宮法皇枕病弗念干喰、王后仍以勞疾、並著於床、時王后王子等、及與諸臣、深懷愁毒、共相發願、仰依三寶、當造釋像尺寸王身、蒙此願力轉病延壽、安住世間、若是定業以背世者、往登淨土、早昇妙果、二月廿一日癸酉、王后即世、翌日法皇登遐、癸未年三月中、如願敬造釋迦尊像並挾侍及莊嚴具竟、乘斯微福、信道知識、現在安穩、出生入死、隨奉三主、紹隆三寶、遂共彼岸、普遍六道法界含識、得脫苦像、目趣菩提、使司馬鞍首止利佛師造

先づ法興元とあるは崇峻天皇の四年、次に卅(卅、又は世の字)一年とあるは推古天皇の廿九年、鬼前太后といふは聖德太子の母后、即ち穴穗部間人王、上宮法皇は言ふまでもなく聖德太子の御こと、王后とは太子の正妃膳大郎女、癸未年は推古天皇三十一年、三主とは間人王太子及び王妃を示して居る。さればこの銘文の意は推古天皇の廿九年十二月に聖德太子の母后が崩せられ、翌三十年正月には太子また病に枕し、次で王妃もその御看護の爲に勞疾に罹らせられた時、王妃王子並に諸臣は深く之を愁ひて太子等身の釋迦像造立を起願して、轉病延壽の祈誓を籠めんとせられたが、二月廿一日に及び王妃先づ世を早め給ひ、翌日太子は登遐あらせられた。かくて御遺願の遺像は莊嚴具と共に三十一年三月に至り、佛師司馬鞍首止利の手によつて完成した。此の如く遺像は已に太子の薨後であつたから、其祈願は轉病延壽の外に極樂往生と自他法界平等利益の思想が附帶されしことは注意すべきであつて、そこに本邦初期の佛教信仰の一端を味ふことが出来る。因に鑄銘中辛巳歲即ち推古廿九年に當る干支に「法興元卅一年」と冠記してあるのは如何なる意味であらうか。上宮聖德法王帝説には先づ「法興元世一年此能不知也」として、次に推古朝は「建立三寶始興大寺故曰法興元世也」と決して、その次の一年に就ては「辛巳年者即少治田天皇御世故指其年故云二年其無異趣」とある。然るに釋日本紀に伊豫國風土記を引いて湯岡碑文に「法興六年十月歲在丙辰 あることが見え、この丙辰歲は推古四年に當るより考へて崇峻四年を以つて、法興元年とするやうに見受けられるから、この年より今の推古天皇廿九年辛巳に至る年數を調べて見るに恰も三十年となる。されば「法興元世一年」は「法興元卅一年」であつて、或は卅を世に誤り傳へたのかも知れない。かくて現存の鑄銘に徴して審見するに、卅の字は世よりもむしろ卅に近いかのやうに見受けられ、現に之を卅と讀む史家が多いやうであつて、銘の下文二個所に見ゆる世の字が卅とせず正しく世に作る事實は、この見方の正しかるべきことを示すに有力である。されど古事記、日本書紀以前に成れる法王帝説の如き古文獻の著者が、之を全く世と讀み傳へしことも多少顧慮さるべきではなからうか。若しそれ世は世なりとせば、想ふに支那にて三十年を一世とするに據り世の字を以て三十を示し、之に一年を加へた三十一一年を世一年と書したものでなからうか。何れにしても法興三十一年なるに誤はない。然るに崇峻天皇四年を何故に法興元年と私稱するかに就ては明解し難きも、書紀には崇峻天皇紀年の條に「始作法興寺」とあり、又越えて五年十月の條には「是月起大法興寺佛堂與步廊」、翌推古天皇元年正月十五日の條「以佛舍利置于法興寺利柱礎中丁巳建利柱」次で四年十一月の條に「法興寺造竟」とあるから、想ふに崇峻元年は法興寺創立の議を決せしに過ぎずして、四年に至りて具體的着手の機運に入り、翌五年十月一部落成したものと考へるならば、四年或は起工の年にして之を法興の元始と見たものではなからうか。因に又此の金銅坐像は今現に脇侍藥王藥上金銅立像と共に法隆寺金堂正面に安置してあるが、これは法隆寺創建の由來に背いて居ることを一言附記しておかう。法隆寺の金堂には向つて右の方東壇に藥師如來金銅坐像并に脇侍日光月光金銅立像が安置されてあつて、藥師の光背には左記の鑄銘がある。

東壇に藥師如來金銅坐像并に脇侍日光月光金銅立像が安置されてあつて、藥師の光背には左記の鑄銘がある。

藥師像作仕奉詔、然當時崩賜、造不堪者、小治田大宮治天下大王天皇、及東宮聖王、大命受賜而歲次丁卯年、仕奉、これによると、用明天皇の元年に天皇が御病氣に罹らせ給ひ、敏達天皇の皇后炊屋姫即ち後の推古天皇及び厩戸皇子即ち後の聖德太子は詔して、寺並に藥師如來の像を造立せんことを誓願あらせられた。然るに天皇は間もなく崩御あらせられて、其御願を御果しになることが出来なかつたので、推古天皇が推古十五年に至つて、聖德太子と共に其御遺願を成就せん爲に作られたことが知れ、同時に法隆寺を建立あらせられたのである。されば當然藥師如來像は中尊たるべきものである。然るに已に承暦二年十月八日註録の金堂佛像目錄に

中尊金銅等身釋迦像一體有脇士三體

東壇同三尺釋迦三尊

西壇小佛十八體之中一體橋寺佛也

とあるから此より先釋迦像は中尊となつたことが知れる。而して從來の中尊たりし藥師は右目錄には釋迦三尊とあるが、永保二年十月一日註録の金堂佛像雜物目錄(建久七年三月十三日註録の同目錄も之に同じ、但し西壇は佛廿三體とある)

一中尊金銅等身釋迦像一體有脇士三體

東壇同三尺藥師像壹體有脇士三體

西壇小佛十八體之中一體橋寺佛也二體本像也

とあるから、正しく藥師は是より先東壇に移されたことが知れる。顯眞の聖德太子傳私記には此位置轉換の理由を「然而依釋迦像其勢大一中比中奉居正面」と云ひ、又「爰中古人儀曰。釋尊一代教主、又御勢大座、奉爲太子御佛也、大施主皆同事御奉居正面、東方藥師、西方阿彌陀方順可告、仍奉居改云々」とあるは、蓋し當れるものと思ふ。(西壇の彌陀像は其光背の銘によれば原像は承徳年中盜難に罹り壇上空殘なりしを、寛喜三年三月八日造像を發願し貞永元年八月五日成りて供養せしことが見え、この彌陀像と前述の金堂佛像目錄に見ゆる西壇の小佛十八體乃至廿三體その交渉考ふべき事あれど、今の所要でないから保留しておく)之を要するに止利の製作にかゝる釋迦像并に脇侍は元と東壇にありしを承暦以前に中壇に移され、元と中壇の本尊たりし藥師像と其位置を轉換したのであつた。然るにこの藥師如來金銅坐像一軀及同脇侍金銅立像二軀は繪殿の本尊として安置せらるゝ銅造觀音菩薩立像一軀と共に止利の作と傳へられるが銘文を初めとして文献に其の史徴を闕如する。されど實物の上に止利の作として信すべき理由を嚴存し、就中藥師像の如きは前記釋迦像と全然一致して何等疑ふべきでない。今試に共通せる其作風の一端を跡づけるならば先づ顔面部に於て其輪廓長方形に近く、口は大にして鼻は肥大、眼は椎實形である。次に肩胸部を見るに袈裟は兩肩にかゝり、胸は殆ど橢圓形に開かれて左の上隅より斜に下着が現はれて、其印相は左手を與願印に結び地水の二指を屈し、右手は施無畏印即ち說法印に結ぶ。而して何れも臺座に坐し衣の裳は長く垂れて全く臺座を覆ひ、其裳は同様式のもの繰返して整然として相垂れるを見る。然るに光背は脇侍の有無によつて藥師の場合は首背のみ翳されたるも、今の釋迦三尊にありては舟形を成して臺座に取付られ、兩脇侍の背後にまで及べるを見る。而して何れも蓮瓣形で之に施された彫刻は全然一致し、先づ本尊首背の中心に圓形の花紋ありて、其外周には唐草模様の

帶、更らに其外側には圖案化した火焰があつて、中に化佛七體を現はして居る。蓋し此の如き特徴は止利佛師及其流を汲むもの、作風を示すものにして、全體として印度の風俗より脱して、全く支那の風俗によりて表現されてあることを見脱し得ない。これ又彼れの出自が漢人であるを語る一面であらう。因に又、聖德太子傳私記に「金堂此堂内壁有_二四佛淨土繪_一鳥云繪師畫_レ之、天王寺塔扉畫繪佛師同_レ之」とありて更に止利の遺品の見べきものあるに似たれど、前者は法隆寺伽藍縁起并流記資財帳に「右和銅四年歲次辛亥寺造者」とあり、後者は恐らく四天王寺名跡集に謂ゆる「繪堂、太子堂ノ側ニアリ、聖武天皇草創、太子一生ノ始終ヲ繪ニ顯シテ此堂ニ納シメ給フ」とあるものに充つべきであるから、何れも時代が相違して妄談とるに足らぬ註と見做さねばならぬ。

六 鞍部德積と僧官の設置

僧官設置の萌芽は已に推古天皇四年に見えて居る。是より先用明天皇二年七月守屋征伐の砌太子の誓言に同じく馬子も戰勝の曉に寺塔を起立して三寶を興隆せんと誓ひ、翌年飛鳥眞神原一名飛鳥苦田なる衣縫の造の祖樹葉の家を壞ち法興寺創立の工を起し、五年十月には佛堂と歩廊成り、翌推古天皇元年正月十五日佛舍利を刹柱の礎中に收め、翌日刹柱を建つ、而して四年十二月に至つて全く竣工するに及び、馬子の男善德_トを寺司とし、高麗の惠慈と百濟の惠聰を寺に住せしめたことが書紀に見えて居る。この寺司は馬子の創立ではあるが、實に其起工より落成に至るまで七年四ヶ月を要せる大寺であつて、起工の年より法興の私年號まで用ゐられたほどで、殆ど官寺に等しい感を示して居る。されば其管理の任に當つて善德_トを寺司に任じたのは一種の官職たるの觀があつて、實に僧官の萌芽を示すものと云ふことが出来る。かくて推古朝には官民の間に寺院の建立と共に僧侶の數を増し、其増加に伴つて往々德を傷け

戒を犯す背教者を出すことゝなつた。依りて之を監督せん爲に僧正僧都の官を設け、又一面には寺院を管轄せん爲に法頭の官を置くことゝなつた。而して其動機となつたのは推古天皇卅二年四月戊申日のことで、一僧ありて斧を執つて祖父を毆打したから朝廷は諸寺の僧尼を聚めて之を審問せしめて其罪を問はんとせられた。則ち會する者これを罪科に置かんとするに及び、豫て百濟より來朝せる僧觀勤は左記の上表を提出した。

夫佛法自西國至于漢、經三百歲、乃傳之至於百濟國、而僅一百年矣、然我王聞日本天皇之賢哲、而貢上佛像及內典、未滿百歲、故當今時、以僧尼未習法律、輒犯惡逆、是以、諸僧尼惶懼以不知所如、仰願、其除惡逆者、以外僧尼、悉赦而忽罪、是大功德也

茲に於てか、天皇は詔を下して

夫道人尙犯法何以誨俗人、故自今已後任僧正僧都、仍應檢校僧尼

と。かくて、觀勤を僧正に鞍部德積を僧都に任じ、阿曇連を法頭として、九月には全國的に寺院と僧尼との調査を行つた。即ち左の如く寺院數はすべて四十六、僧尼は合せて一千三百八十五人を數へ、平均毎寺に三十人の僧尼が住することが知れて、佛敎弘布の現勢は佛敎に關する制度の制定を要する機運にのぞみ、その第一歩としてかゝる僧官が置かれたものと見るべきであらう。此の如く本邦最初の僧官は歸化人を上司として設置されたのである。麗僧觀勤の出自は明かでないが、鞍部德積は僧綱補任抄出に推古天皇第三十二年甲申四月日始被下僧綱宣旨の下に「僧都鞍部德積_{同日任、高麗國}人也、未分大小」とあつて、德積の國籍を特に高麗人と記してあるのと鞍部氏なると思ひ合せば、漢人阿智使主歸化の後、その殘餘の族黨三韓に分散せるものゝ中、高麗に赴いたもので、その本邦に歸化したのは恐らく仁德天皇朝に

おける三十氏殖民の當時に見ゆる鞍作村主の系統を引くものと考へられる。

壬戌、以觀勤僧爲僧正、以鞍部德積爲僧都、卽日以阿曇連闕名爲法頭、秋九月甲戌朔丙子、校寺及僧尼、具錄其寺所造之緣、亦僧尼入道之緣、及度之年月日也、當是時有寺四十六所、僧八百十六人、尼五百六十九人、并一千三百八十五人。(書紀)

(終り)

| | |
|---|--|
| 昭和九年七月八日印刷 昭和九年七月十日發行 | 日本出版協會 第五回配本 |
| 不許複製 | |
| 編輯發行 會社 東京市神田區一ツ橋通町二 東方書院 代表者 三井品史 | 印刷所 東京市小石川區久堅町一〇八 共同印刷株式會社 代表者 君島 隆 |
| 發行所 會社 東京市 東方書院 電話九段三八四二 郵便東京六八六一二 | |

終